

第3次

阿南市 男女共同参画 基本計画

2019(平成31)年3月
徳島県 阿南市



はじめに



我が国では、急速な人口減少と少子高齢化が進行し、既存の社会・経済の仕組みには構造的な転換が求められています。

こうした環境の変化に対応し、将来にわたって活力に富んだ持続可能な社会を形成するためには、誰もがお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

本市では、男女共同参画社会基本法の理念に基づいて「阿南市男女共同参画推進条例」を制定し、「阿南市男女共同参画基本計画」の策定により、さまざまな男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかし、社会通念やしきたり・慣習をはじめ、性別による固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、解決しなければならない課題が数多く存在しています。

本市では、男女共同参画施策のより一層の推進を図るため、これまでの取組の内容を見直すとともに、より実効性の高い計画として「第3次阿南市男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画づくりにあたっては、「阿南市男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、基本目標を改めるとともに、市民や事業所を対象としたアンケートの結果や、社会情勢の変化に対応したものとなるよう配慮しています。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けた、これまでの取組の充実を図るため、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を盛り込み、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けました。また、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に関する施策については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「阿南市DV対策基本計画」として位置付けています。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りながら、「一人一人が認め合う 光り輝く笑顔と思いやりのまち 阿南」をめざして、施策に取り組みます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました阿南市男女共同参画審議会委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係機関の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

2019（平成31）年3月

阿南市長 岩浅 嘉仁

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
【1】計画策定の趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
1 男女共同参画社会基本法の基本理念	2
2 人権尊重施策との関係	3
第2章 計画策定の背景	4
【1】国際的な動き	4
【2】国の動き	5
1 第4次男女共同参画基本計画の策定	5
2 女性活躍の推進	5
3 子育て支援の推進	6
4 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正	6
5 防災計画等における男女共同参画の視点	6
【3】徳島県の動き	7
第3章 計画の概要	8
【1】計画の位置付け	8
【2】計画の策定方法	9
1 阿南市男女共同参画審議会等における協議	9
2 市民意見の反映	10
3 第2次計画の検証と評価	10
【3】計画の期間	10
第4章 本市の現状	11
【1】阿南市の人口等の現状	11
1 人口の推移	11
2 人口の動き	11
3 年齢別人口	13
4 女性の就業率の変化	14
5 産業別就業者構成比	15
【2】アンケート調査結果の概要	16
1 男女の平等意識	16
2 結婚、家庭生活と男女の役割について	16
3 女性管理職の登用と問題点について	17
4 男女が共に働きやすい社会環境について	18
5 各種ハラスメントについて	19
6 仕事と家庭・プライベートの優先度	19
7 DV（ドメスティック・バイオレンス）の経験と相談状況	20
8 男女共同参画に関する施策等について	21

第5章 計画の基本的な考え方	22
【1】 基本理念	22
【2】 基本目標	23
【3】 施策体系	25
第6章 施策の展開	26
基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり	26
【基本方針1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	26
【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）	30
【基本方針3】 女性活躍推進の基盤づくり	30
【基本方針4】 ワーク・ライフ・バランスの推進	32
【基本方針5】 地域社会における男女共同参画の推進	34
基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり	36
【基本方針6】 暴力を許さない社会づくり（DV防止市町村基本計画）	36
【基本方針7】 男女の生涯を通じた健康づくり	38
【基本方針8】 とともに支え合う福祉環境づくり	42
第7章 計画の推進	45
【1】 推進体制の充実・強化	45
1 庁内推進体制の充実	45
2 職員の理解促進	45
3 関連団体・事業所等との連携の強化	45
4 計画の進行管理	45
【2】 数値目標の設定	46
資料編	49
1 男女共同参画社会基本法	49
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	60
4 徳島県男女共同参画推進条例	69
5 阿南市男女共同参画推進条例	73
6 阿南市男女共同参画審議会委員名簿	77
7 相談窓口	78
8 施策一覧表	80

1 計画策定の趣旨

男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざした「男女共同参画社会基本法」の施行から20年近くが経過しようとしています。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた取組が推進され、2015（平成27）年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」と表記）が成立し、あらゆる場における女性の活躍の場を拡大するため、環境の整備が進められています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、2006（平成18）年9月に「阿南市男女共同参画推進条例」を施行し、2008（平成20）年9月に「阿南市男女共同参画基本計画」を策定し、2014（平成26）年3月には「第2次阿南市男女共同参画基本計画（以下「第2次計画」と表記。）」を策定しました。この計画は、本市における男女共同参画社会の実現をめざすための取組指針及び行動計画として位置付けられ、「一人一人が認め合う 光り輝く笑顔と思いやりのまち 阿南」をめざし、さまざまな取組を進めてきたところです。

第2次計画は、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年間を対象期間とした計画で、この度、計画期間の満了に伴い、新たな計画「第3次阿南市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」と表記。）を策定します。

本市においては、少子高齢化のさらなる進行や、日常生活における社会・経済環境が変化する中、より一層活力のある社会を構築していくためには、男女が共にあらゆる分野において、自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された社会をつくることが、ますます重要な課題となっています。

本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、第2次計画における取組の点検・評価結果をはじめ、市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、近年の社会情勢等を踏まえ、より実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組指針と具体的行動計画等を示すものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、人権やあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法^注」と表記。）に基づく市町村基本計画として位置付けます。



注 【DV防止法】配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として2001（平成13）年に制定された法律。

2 男女共同参画社会について

1 男女共同参画社会基本法の基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。この考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げ、男性も女性も性別にとらわれることなく、あらゆる分野で活躍できる社会づくりが、そのめざす方向とされています。

本計画は、この基本理念に基づき、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会づくりを目的としています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（要約）】

男女の人権の尊重

- 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保する。

社会における制度又は慣行についての配慮

- 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共にさまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。

政策等の立案及び決定への共同参画

- 男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。

家庭生活における活動と他の活動の両立

- 男女が対等な家族の一員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。

国際的協調

- 男女共同参画づくりのために、国際的協調の下に歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

2 人権尊重施策との関係

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しているとともに、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられています。

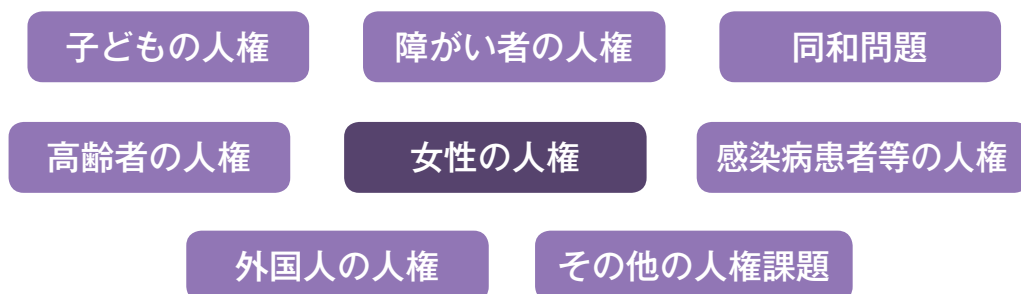
「第5次阿南市総合計画（しあわせ阿南 2020）」においては、「豊かな心と学びのまちをつくる」という施策の柱の中に「人権の尊重」及び「男女共同参画社会の推進」を定め、市民一人ひとりが個人として尊重され、心豊かに安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

一方、人々の意識や行動、社会慣行の中には、同和問題をはじめ、女性の人権や子どもの人権、高齢者の人権など、さまざまな人権課題が存在しています。人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で基盤となる考え方であり、そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場を通じた人権推進の取組が求められています。

本計画は、本市における「人権の尊重」施策との連携・調整を図りながら策定するものです。

「第5次阿南市総合計画（しあわせ阿南 2020）」

（施策の柱「人権の尊重」における取組）



連携
調整

【本計画】第3次 阿南市男女共同参画基本計画



1 国際的な動き

第2次計画策定後における、男女共同参画を取り巻く国際的な動きをみると、2016（平成28）年3月に開催された「第60回国連婦人の地位委員会」においては、優先テーマである「女性のエンパワメント^{注1}と持続可能な開発の関連性」に加え、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」についての協議等も行われるなど、女性の地位向上をめざした国際的な取組は、現在も継続して積極的に進められています。

しかし、一方で我が国は、2018（平成30）年12月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数^{注2}」で149か国中110位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。順位は、北欧諸国が上位を占めており、過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位に位置し、このような低水準にある理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

【ジェンダー・ギャップ指数（2018）】

主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822

↓

7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796

↓

15	英国	0.774
16	カナダ	0.771

↓

51	米国	0.720
----	----	-------

↓

70	イタリア	0.706
----	------	-------

↓

75	ロシア	0.701
----	-----	-------

↓

103	中国	0.673
-----	----	-------

↓

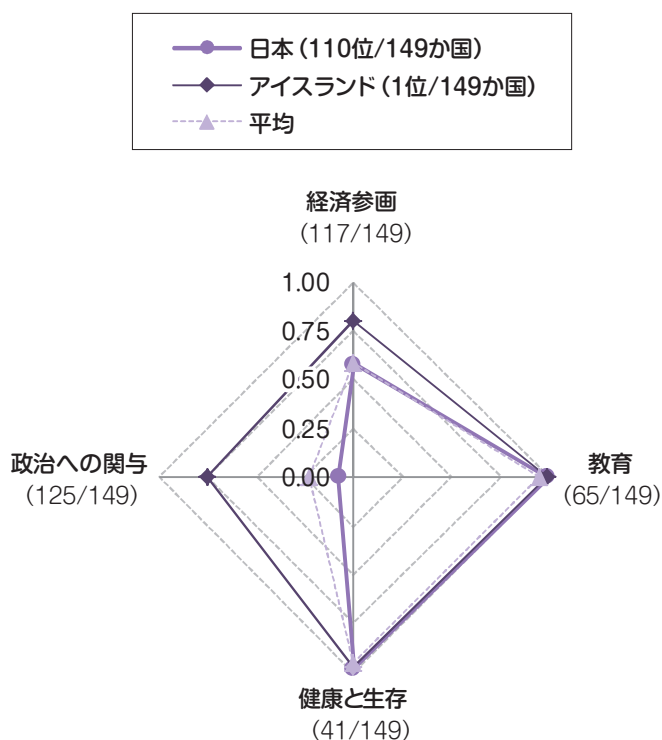
110	日本	0.662
-----	----	-------

↓

115	韓国	0.657
-----	----	-------

資料：The Global Gender Gap Report 2018

【ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較】



注1【エンパワメント】「力を付けること」の意味。自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。

注2【ジェンダー・ギャップ指数】世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。労働市場の参加、賃金、管理職や専門職への昇進、初等、中等、高等教育への就学率と識字率、出生児の男女比と平均寿命、閣僚の男女比、議会の男女比など、分野別の男女比をもとに算出された指数。

2 国の動き

1 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000（平成12）年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て2015（平成27）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と表記。）を策定しています。

「第4次計画」では、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「女性」の視点を横断的に組み込み、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。また、次の4つのめざすべき社会像を掲げています。

さらに、2015（平成27）年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

【第4次男女共同参画基本計画におけるめざすべき社会】

1. 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3. 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
4. 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

2 女性活躍の推進

「女性活躍推進法」では3つの基本原則を掲げ、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、推進計画を策定することとされています。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

【女性活躍推進の3つの基本原則】

1. 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
2. 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
3. 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

さらに、2018（平成 30）年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律では、実態調査や啓発活動、人材育成等を通じて、国及び地方公共団体等に、男女の候補者数が可能な限り均等となることをめざすことなどが努力義務として定められ、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

③ 子育て支援の推進

2015（平成 27）年度からの「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」の開始により、幼児期の保育・学校教育が質及び量共に確保され、地域の子育て支援の充実が推進されています。次世代育成支援対策推進法^注は期間が延長され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のさらなる推進が求められています。

本市においても、2015（平成 27）年 3 月に「阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援施策を推進しているところです。

2018（平成 30）年度から 2019（平成 31）年度にかけては、計画の見直し期間となっており、国においては、法律上経過措置の期限が到来する事項や、新しい経済政策パッケージ等、新制度の運営等に関連して、検討が必要な事項などの見直し方法が示されました。

④ 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

DV 防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は 2013（平成 25）年 7 月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの大量送信等もストーカー行為に加えられました。

⑤ 防災計画等における男女共同参画の視点

国においては、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針が、2013（平成 25）年 5 月に作成されました。

また、国の「防災基本計画」では、災害時の避難所における女性や、子育て家庭などへ配慮することなど、男女共同参画の視点による計画の見直しが行われました。さらに、第 4 次計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、取組が強化されています。

注 【次世代育成支援対策推進法】急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的」に 2003（平成 15）年 7 月に制定された法律。10 年間の時限立法であったが、2014（平成 26）年 4 月の改正により 10 年延長されている。

3 徳島県の動き

徳島県では、2012年（平成24）年に策定した「徳島県男女共同参画基本計画（第2次）」の成果と課題の検証を行い、社会情勢の変化や県民意識の多様化を踏まえながら、女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に、「徳島県男女共同参画基本計画（第3次）－ともに輝く「新未来とくしま」創造プラン－」を、2016（平成28）年6月に策定しました。この計画は、2018（平成30）年度までを計画期間としており、2018（平成30）年に見直し作業が進められます。

この計画では、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、主要課題ごとに具体的な推進方策をまとめています。

【参考／徳島県男女共同参画基本計画（第4次）計画の体系（案）】

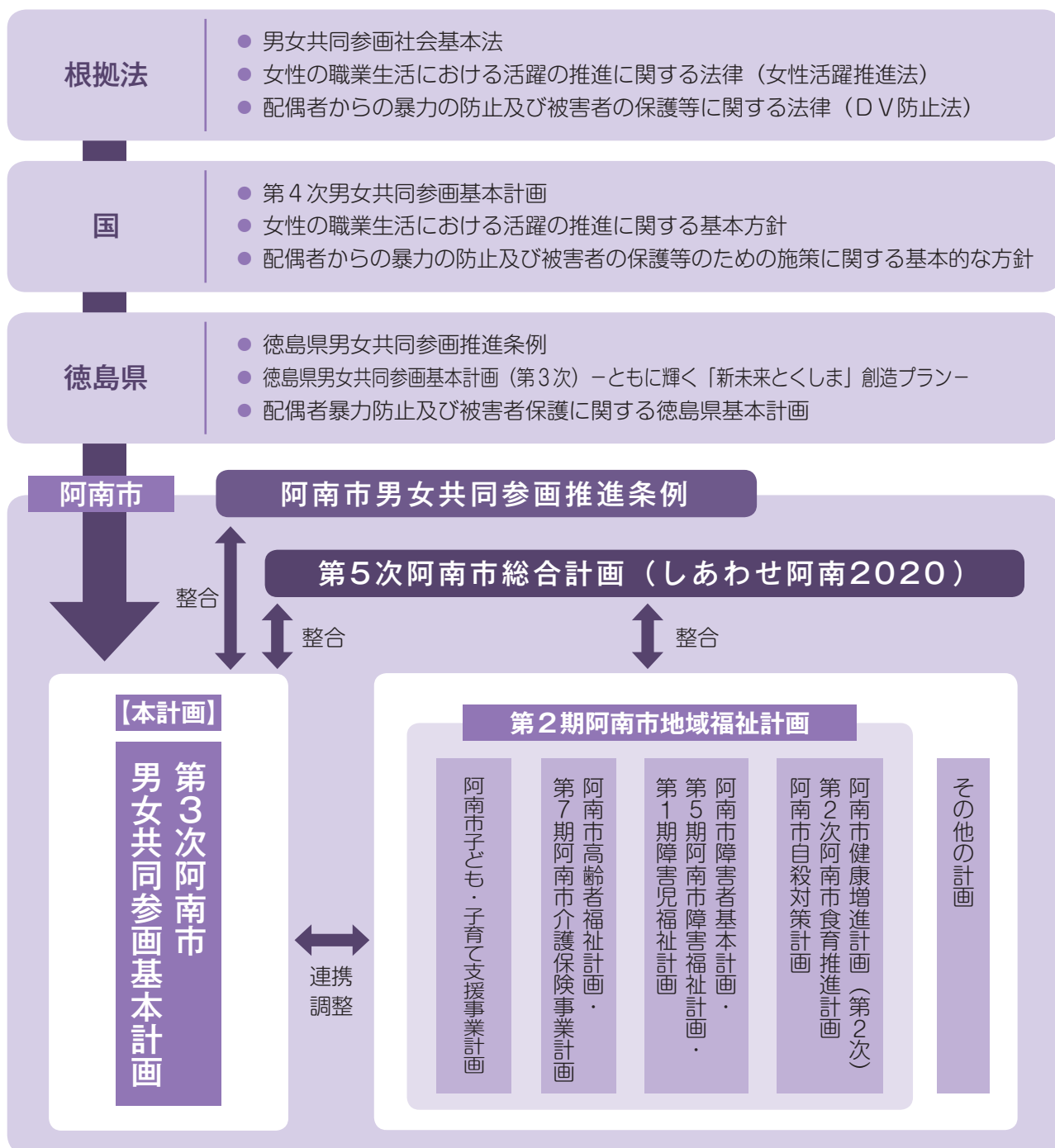
基本方針	主要課題	推進方策
Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進 (2)女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育 (3)女性の起業・創業への支援 (4)女性の参画が少ない分野での活躍促進 (5)女性の活躍状況の「見える化」の推進 (6)職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・促進 (2)男性の家事・育児・介護等への参画促進 (3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実 (4)ストレスフリーな女性活躍・子育て環境の創出
	3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1)テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出 (2)働き方改革の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2)男女共同参画を推進するグローバル人材の養成
Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力根絶のための基盤づくり (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 (3)性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援 (4)ストーカー行為等への対策の推進・強化 (5)加害者の再犯防止に関する取組
	6 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1)男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持 (2)妊娠・出産等に関する健康支援
	7 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1)ひとり親家庭等への支援 (2)若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援
	8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	(1)高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備 (2)多様な人権尊重
Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進	(1)男女共同参画に関する広報・啓発の推進 (2)男性にとっての男女共同参画の推進 (3)総合相談体制の充実・強化
	10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1)人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実 (2)子どもにとっての男女共同参画の推進
	11 地域社会における男女共同参画の推進	(1)環境保全への寄与 (2)地方創生の推進と男女共同参画 (3)地域における男女共同参画推進の基盤づくり
	12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進	(1)男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策 (2)男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

※ 2018（平成30）年11月時点

1 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の総合計画をはじめ、関連他計画とも調整し、整合性に配慮して策定しています。

【計画の位置付け】

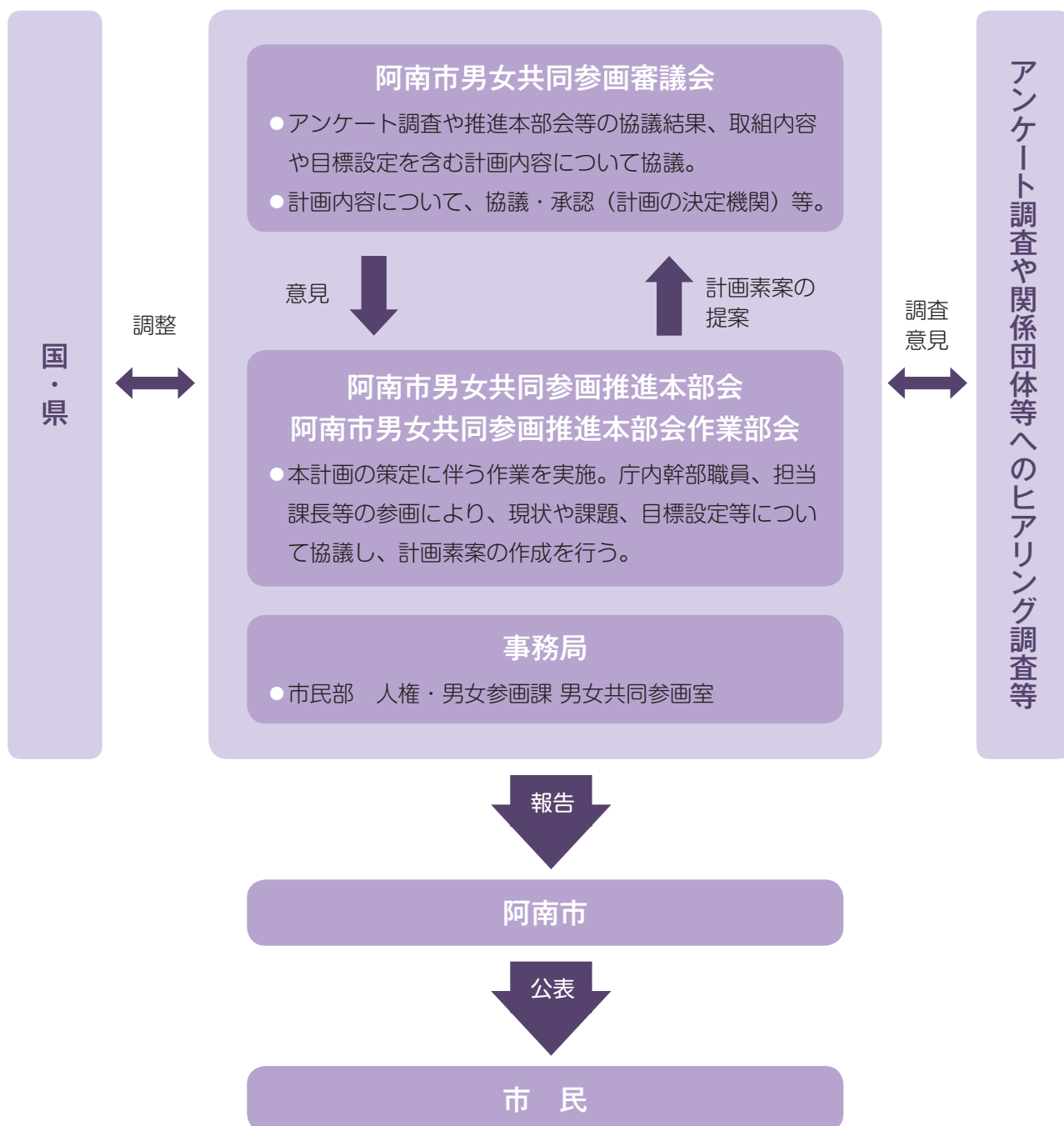


2 計画の策定方法

1 阿南市男女共同参画審議会等における協議

計画の策定にあたっては、アンケート調査を通して市民や事業所の実態や意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「阿南市男女共同参画審議会」に諮問し、専門的見地から意見をいただきました。

庁内においては、幹部職員で構成される「阿南市男女共同参画推進本部会」、担当課長等で構成される「阿南市男女共同参画推進本部会作業部会」をそれぞれ開催し、審議を重ねました。また、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。



2 市民意見の反映

市民及び事業所の男女共同参画に関する意識や実態等を把握し、今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査名称	阿南市男女共同参画に関する 市民意識調査	阿南市男女共同参画に関する 事業所アンケート調査
調査対象	18 歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査期間	2017（平成 29）年 11 月	2017（平成 29）年 11 月
配布・回収状況	配布数———2,000 票 有効回収数——692 票 有効回収率——34.6%	配布数———600 票 有効回収数——195 票 有効回収率——32.5%

その他、関係団体等へのヒアリング調査や、計画案についてのパブリックコメント（市民意見公募）などにより、幅広く意見を募りました。

3 第 2 次計画の検証と評価

第 2 次計画に基づき実行しているさまざまな施策や取組については、毎年度、検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めてきました。検証した結果は、毎年度、阿南市男女共同参画審議会において審議された後、人権・男女参画課及び住民センター、支所、隣保館、公民館、教育集会所において公表しています。本計画は、取組内容の検証・評価を踏まえて策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。計画の最終年度にあたる 2023 年度に、それまでの取組の評価を行い、2024 年度からの次期計画につなげます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。



1 阿南市の人口等の現状

1 人口の推移

本市の人口は、2017（平成 29）年 3 月末日現在で 74,459 人となっており、2012（平成 24）年から 2,700 人あまりの減少（2012（平成 24）年を 100.0 とした場合 96.5）となっています。

1 世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、2012（平成 24）年の 2.60 人から 2017（平成 29）年で 2.43 人と、緩やかに小家族化傾向にあります。

【人口・世帯数の推移】

	2012 (平成 24) 年	2013 (平成 25) 年	2014 (平成 26) 年	2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
人口	77,167	76,974	76,407	75,813	75,228	74,459
世帯数	29,632	29,957	30,059	30,208	30,553	30,654
世帯人員（人 / 世帯）	2.60	2.57	2.54	2.51	2.46	2.43
人口増減率（%）	100.0	99.7	99.0	98.2	97.5	96.5
世帯数増減率（%）	100.0	101.1	101.4	101.9	103.1	103.4

資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

2 人口の動き

（1）出生数と死亡数

本市の出生数及び死亡数をみると、2017（平成 29）年では出生数が 501 人、死亡数が 932 人で、近年は死亡数が出生数を上回って推移しています。

【出生数・死亡数】

	2012 (平成 24) 年	2013 (平成 25) 年	2014 (平成 26) 年	2015 (平成 27) 年	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年
出生数	575	576	529	580	508	501
死亡数	900	926	956	958	963	932
自然増加数	-325	-350	-427	-378	-455	-431

資料：保管統計表（厚生労働省）



一方、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率^注（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は、2008（平成20）年～2012（平成24）年では1.57となっており、県や国の平均を上回って推移しています。

【合計特殊出生率】

	1998（平成10）年～ 2002（平成14）年	2003（平成15）年～ 2007（平成19）年	2008（平成20）年～ 2012（平成24）年
阿南市	1.58	1.51	1.57
旧羽ノ浦町	1.50	—	—
旧那賀川町	1.62	—	—
徳島県	未公表	1.33	1.41
全国平均	1.36	1.31	1.38

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

（2）人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移している状態にあります。

転入と転出からみる「社会動態」についても、近年はマイナスを示し、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しています。

2017（平成29）年では、自然動態がマイナス431人、社会動態がマイナス233人、合計664人の人口減少となっています。

【人口動態】

			自然動態 (c)			社会動態 (f)	人口動態 (g)
	出生数(a)	死亡者数(b)		転入(d)	転出(e)		
2012(平成24)年	575	900	-325	2,030	1,894	136	-189
2013(平成25)年	576	926	-350	1,752	2,037	-285	-635
2014(平成26)年	529	956	-427	1,718	1,849	-131	-558
2015(平成27)年	580	958	-378	1,882	2,060	-178	-556
2016(平成28)年	508	963	-455	1,706	1,956	-250	-705
2017(平成29)年	501	932	-431	1,491	1,724	-233	-664

※ (c) = (a) - (b)、(f) = (d) - (e)、(g) = (c) + (f)

資料：自然動態は保管統計表（厚生労働省）、社会動態は徳島県人口移動調査（外国人を含む）
（各年1月から12月分の移動状況）

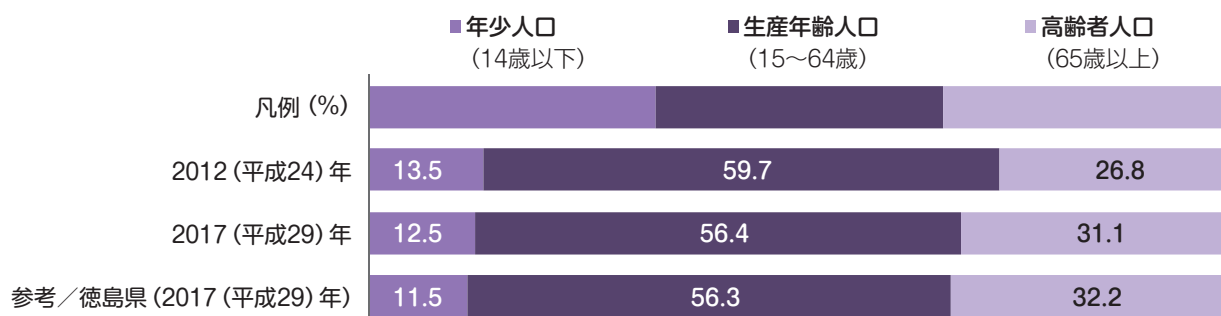
注 【合計特殊出生率】子どもの出生率を母親の年齢ごとに算出（母の年齢別出生数÷年齢別人口）し、合算した数値。女性の出産パターンがこのまま続くとした場合に、一人の女性が生涯に産む子どもの数を表している。

③ 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、2017（平成 29）年 3 月末現在「年少人口（14 歳以下）」の割合が 12.5%、「生産年齢人口（15 ～ 64 歳）」が 56.4%、「高齢者人口（65 歳以上）」が 31.1%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、2012（平成 24）年の 26.8%から 2017（平成 29）年で 31.1%と増加で推移しています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

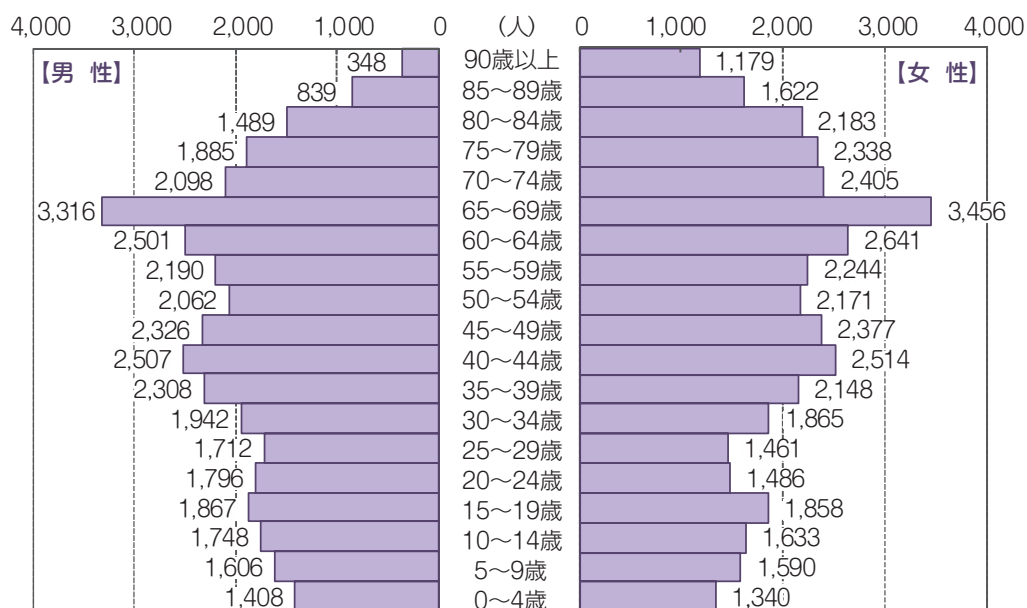
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在、徳島県は 4 月 1 日現在）

年齢を 5 歳階級別でみると、男女共に 60 歳代後半のいわゆる「団塊の世代」及びその子ども世代である 40 歳代の「団塊ジュニア層」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、70 歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢 5 歳階級別人口（人口ピラミッド）】

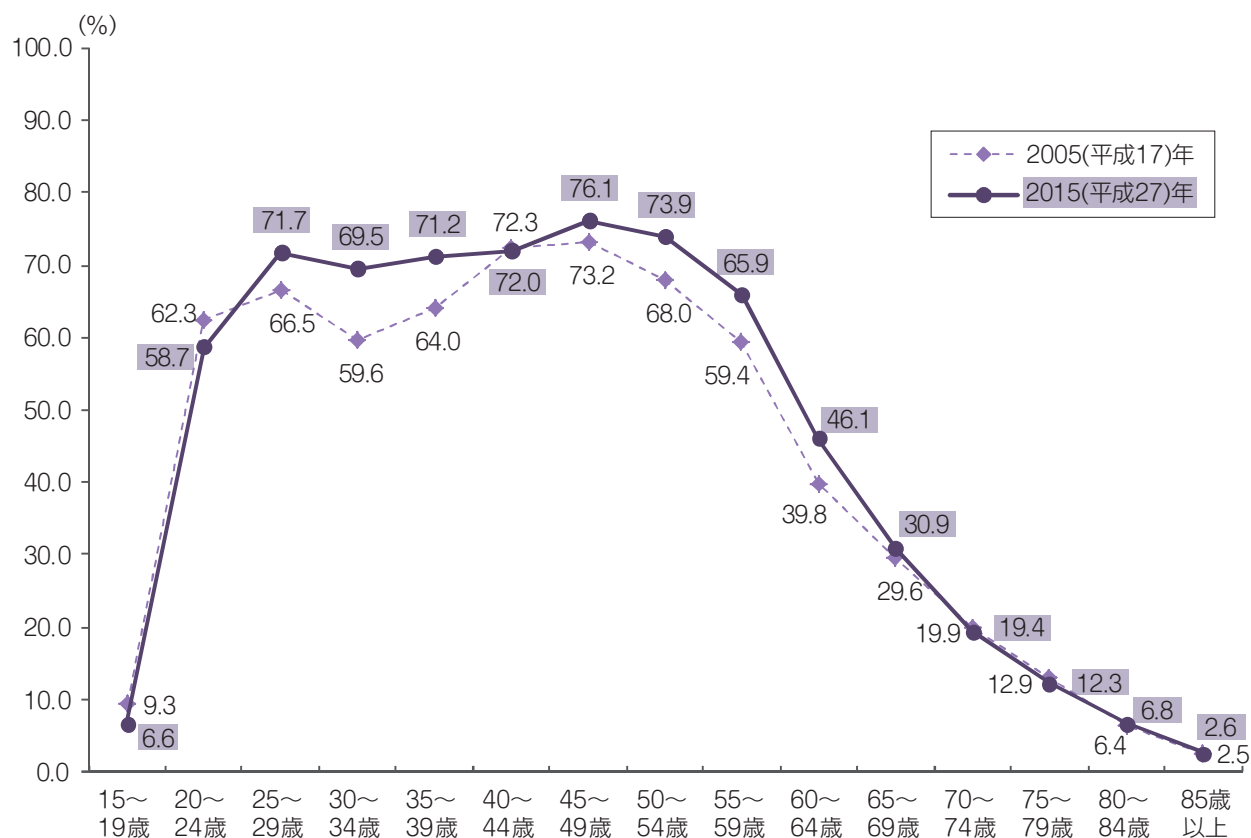


資料：住民基本台帳（2017（平成 29）年 3 月末日現在）

4 女性の就業率の変化

本市における女性の就業率をみると、2005（平成 17）年では、30 歳代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M 字カーブ^注」の状況にあったものが、2015（平成 27）年ではその傾向はみられず、女性の就業率は増加傾向にあり、むしろ「台形」に近い形に変化しています。このことより、働く女性や共働き世帯が増加傾向にあることがうかがえます。

【女性の就業率】



資料：国勢調査



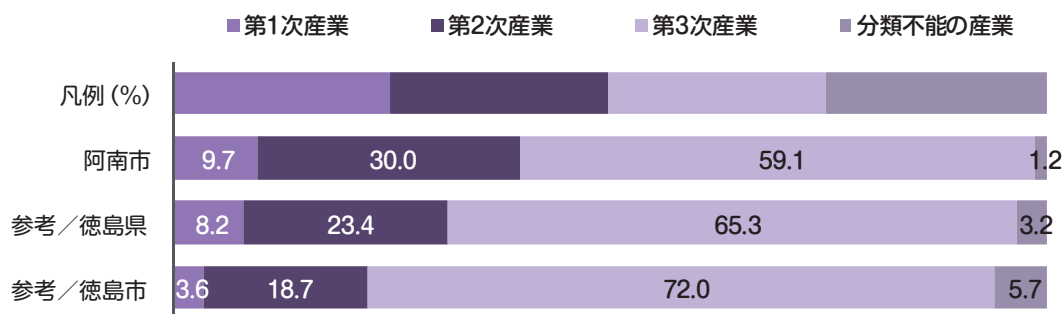
注 【M 字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。

5 産業別就業者構成比

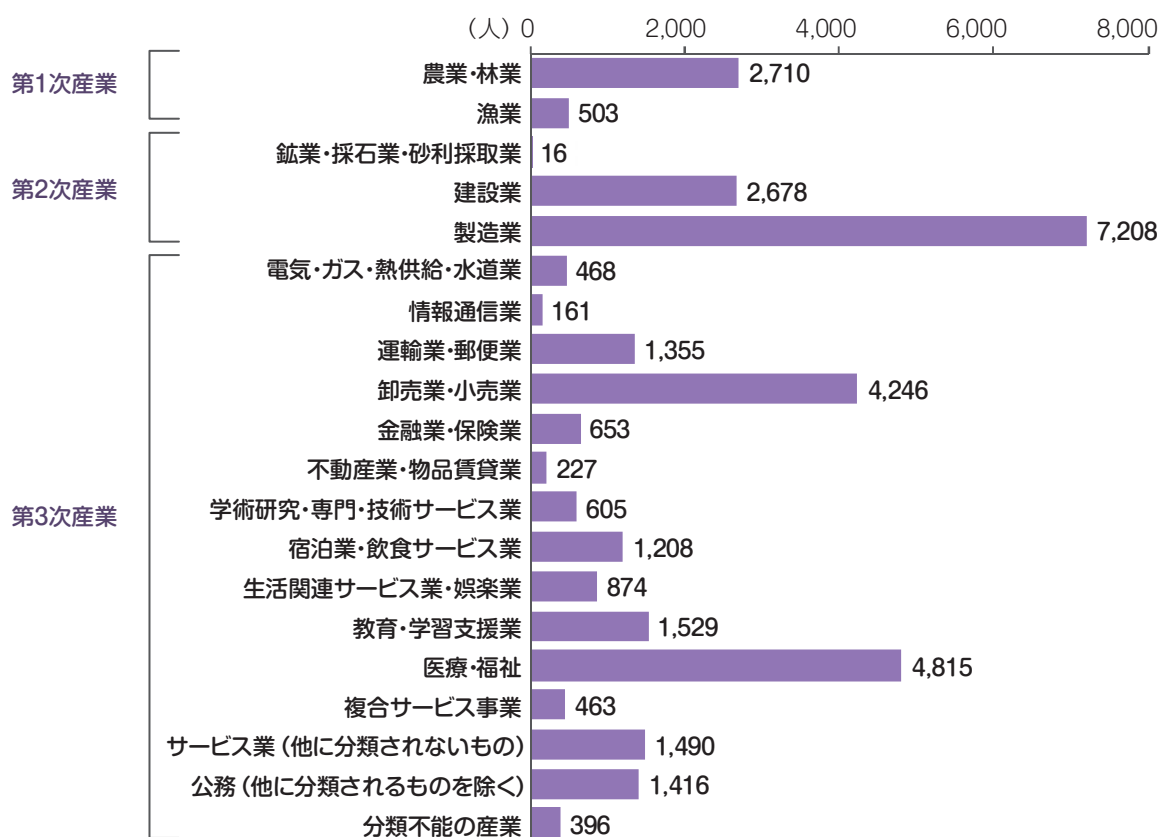
本市の産業別就業者構成比をみると、2015（平成 27）年では第 1 次産業の割合が 9.7%、第 2 次産業が 30.0%、第 3 次産業が 59.1%となっており、第 2 次産業の割合は徳島県を上回っています。

産業を細分化してみると、「製造業」の就業者が最も多く、次いで「医療・福祉」「卸売業・小売業」などの就業者が多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業別 15 歳以上就業者数】



資料：国勢調査（2015（平成 27）年）

※第 1 次産業：農業、林業、漁業

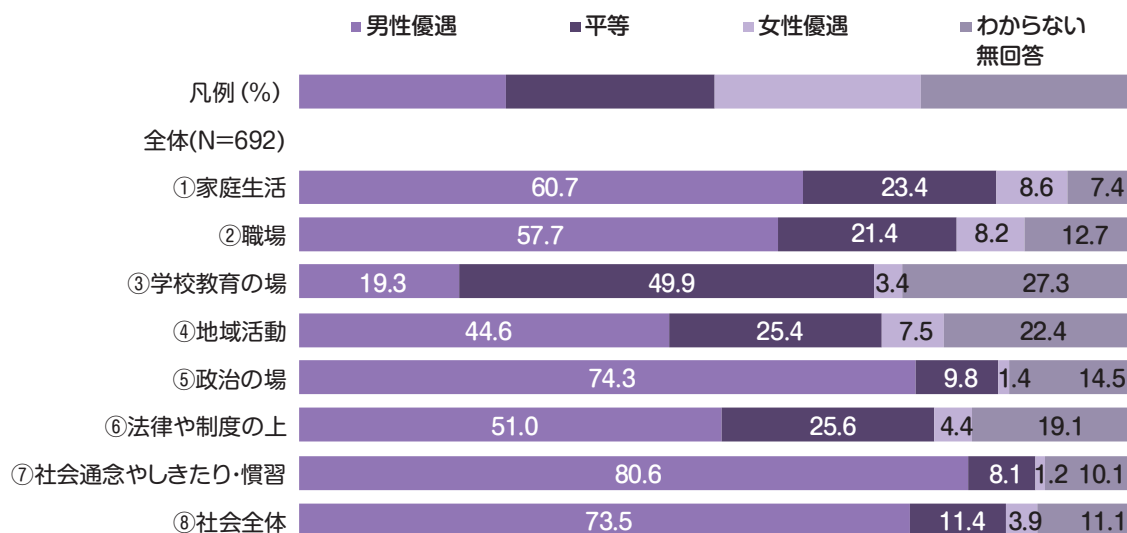
第 2 次産業：鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業

第 3 次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

2 アンケート調査結果の概要

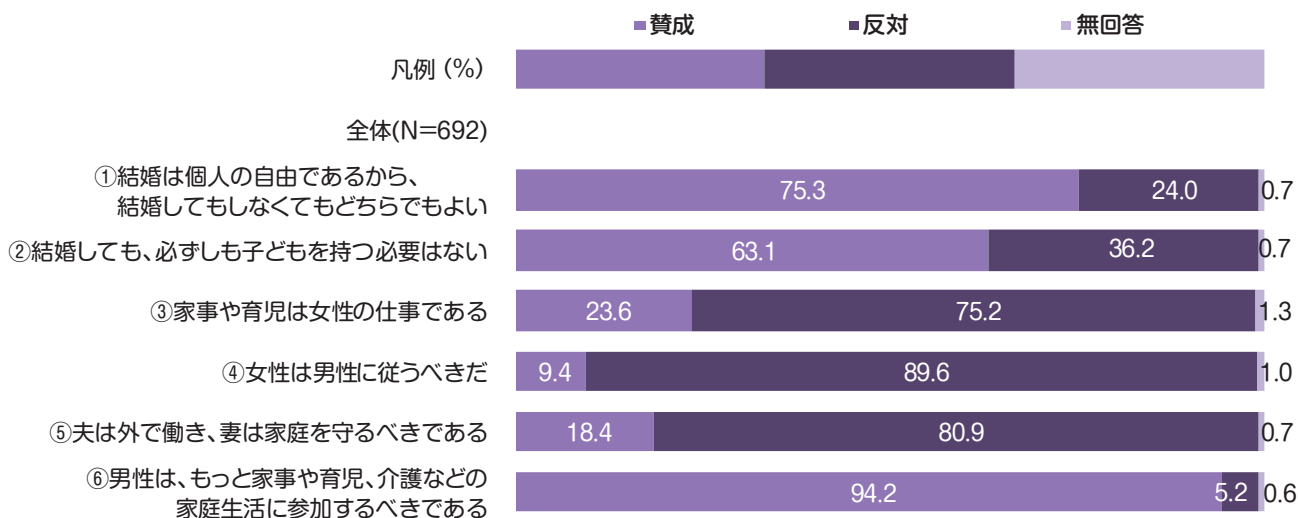
1 男女の平等意識

男女の平等意識をみると、全ての分野において男性優遇意識が女性優遇意識を上回っており、特に「政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」などで目立っています。



2 結婚、家庭生活と男女の役割について

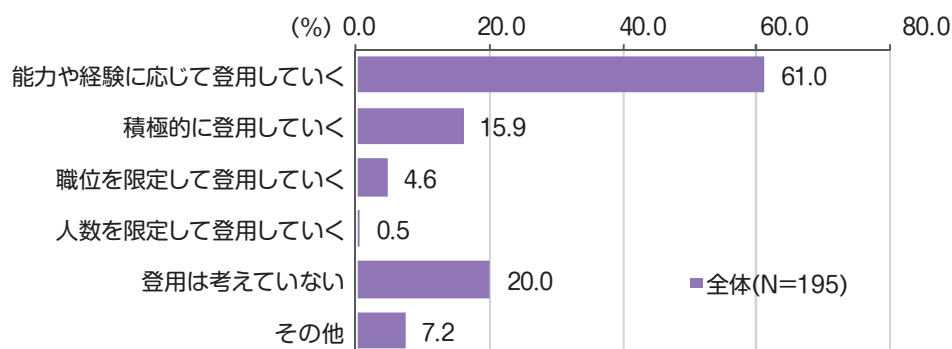
「男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参加するべきである（⑥）」という意見に対する賛成意識は9割以上を占めています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（⑤）」という固定的な性別役割分担意識に対しては、約8割が「反対」と回答していますが、結婚観（①）や子どもを持つこと（②）については、性別や年齢によって差がみられ、若い年齢層ほど賛成が多く、年齢が上がるほどその割合は低くなる傾向にあります。



③ 女性管理職の登用と問題点について

事業所アンケート調査では、女性管理職の登用については、「能力や経験に応じて登用していく」が最も多くなっていますが、女性を管理職に登用することの問題点としては、「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」「女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい」などが多く回答されています。

【女性管理職の登用について】



【女性を管理職に登用することの問題点】

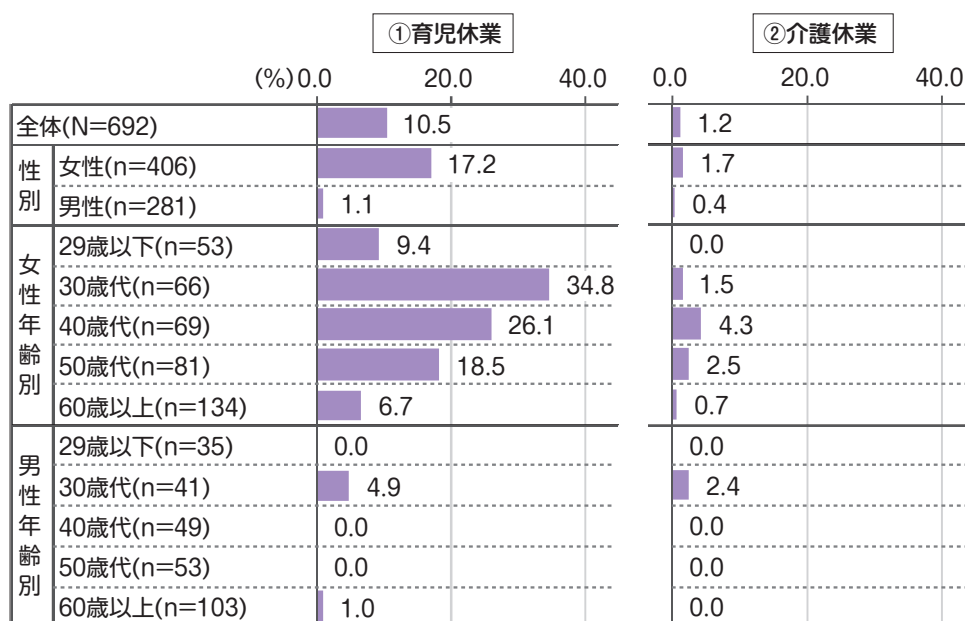
順位	女性を管理職に登用することの問題点 (N=195)	回答割合 (%)
1位	女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない	23.1
2位	女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい	21.0
3位	管理能力の面で、女性の適任者が少ない	11.3
4位	業務内容の性質上、女性には管理職を任せられない、あるいは向いていない	10.8
5位	女性はすぐやめてしまうので、人材として育てにくい	6.7
6位	目標となる女性の先輩職員がいないので、次が育たない	5.1
7位	管理職になってもらいたい女性はあるが、在職年数などの条件を満たしていない	4.6
8位	女性登用の機運が盛り上がっていない	2.6
9位	上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある	1.5
10位	顧客が女性管理職を嫌がる	0.0
—	特に問題はない	43.1



4 男女が共に働きやすい社会環境について

育児休業の取得率は男性 1.1%、女性 17.2%、介護休業については男性 0.4%、女性 1.7%となっています。

【育児休業や介護休業を取得したことがある割合】



男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」などの順となっています。

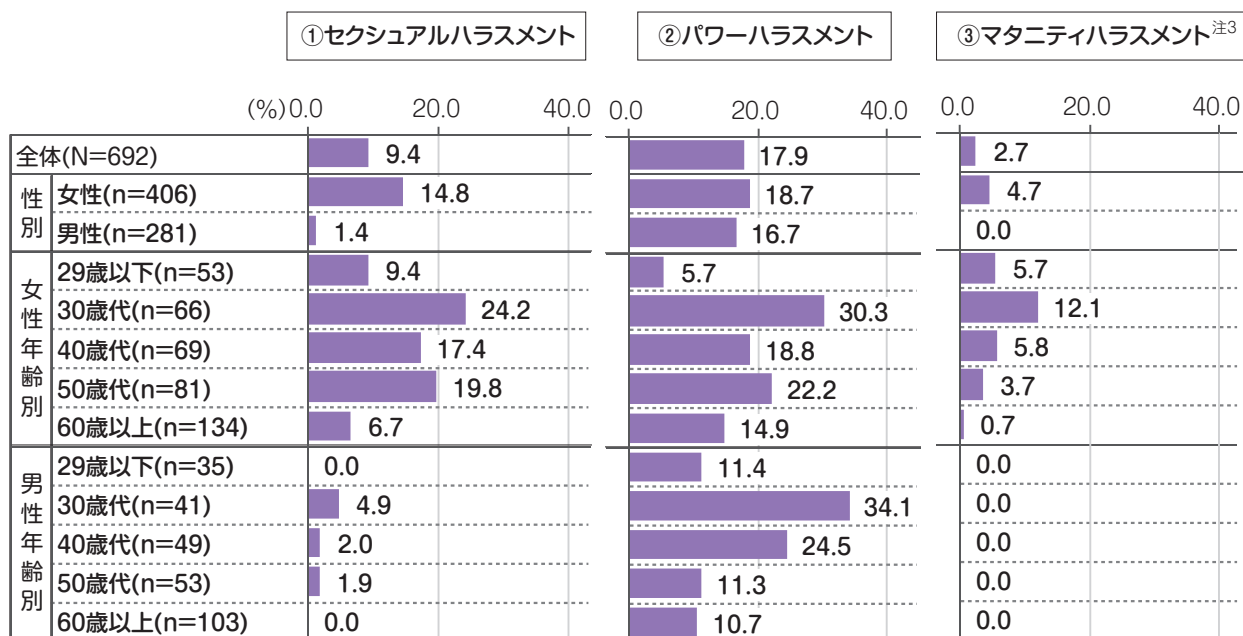
【男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと】

順位	男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと (N=692)	回答割合 (%)
1位	男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	64.3
2位	保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする	53.9
3位	育児休業や介護休業などを利用しやすくする	42.6
4位	パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる	22.8
5位	労働時間を短縮する	18.4
6位	職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす	16.5
7位	女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する	12.6
8位	職場でのハラスメント（いやがらせ）の防止に努める	11.7
9位	男女の雇用機会（採用、勤務条件など）を均等にする	10.4
10位	テレワークを導入して柔軟な働き方を推進する	10.1
11位	性別にかかわらず、職業を選択できるようにする	10.0
-	特になし	1.2

5 各種ハラスメントについて

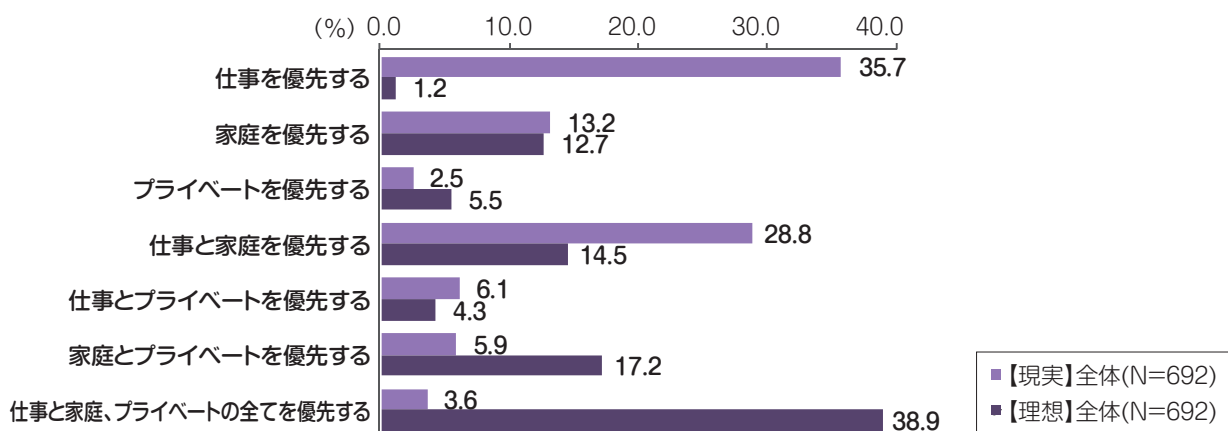
セクシュアルハラスメント^{注1} 被害を受けたことがある女性は14.8%で、特に30歳代で多くみられます。パワーハラスメント^{注2} の被害を受けたことがある人は、男性が16.7%、女性が18.7%となっています。

【各種ハラスメントについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



6 仕事と家庭・プライベートの優先度

仕事と家庭・プライベートの優先度について、現実と理想を比較すると、「仕事を優先する」「仕事と家庭を優先する」などは、現実が理想を大きく上回っています。また、「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」については、理想が現実を大きく上回っており、仕事と家庭・プライベートの優先度については、理想と現実に大きなギャップがうかがえます。



注1 【セクシュアルハラスメント】職場などにおいて、相手の望まない性的な言動のこと（性的嫌がらせ）。

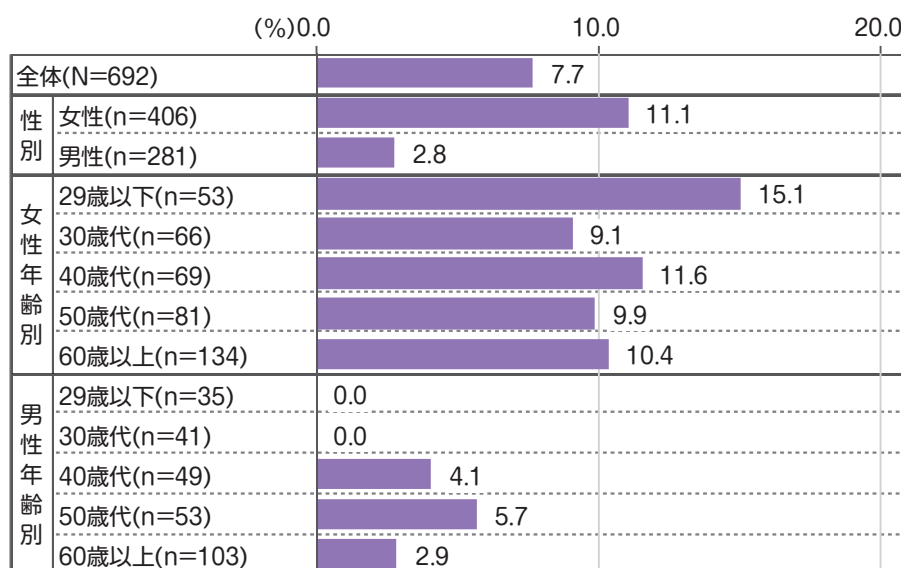
注2 【パワーハラスメント】職場などにおいて、職務上の地位や人間関係などといった権力（パワー）を利用して、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のこと。

注3 【マタニティハラスメント】職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。

7 DV（ドメスティック・バイオレンス^注）の経験と相談状況

DVの経験について「自分が被害を受けたことがある」割合は、男性が2.8%、女性が11.1%で、特に女性の29歳以下や40歳代でそれぞれ多くなっています。

【DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



DVの相談先としては、「友人や知人」「親族」が多くなっている一方で、「どこ（誰）にも相談しなかった」人も多く、その理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」や、「相談しても無駄だと思ったから」といった回答が多くなっています。

DVに対する必要な取組については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が突出して最も多く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」などの順となっています。

【DVに対する必要な取組】

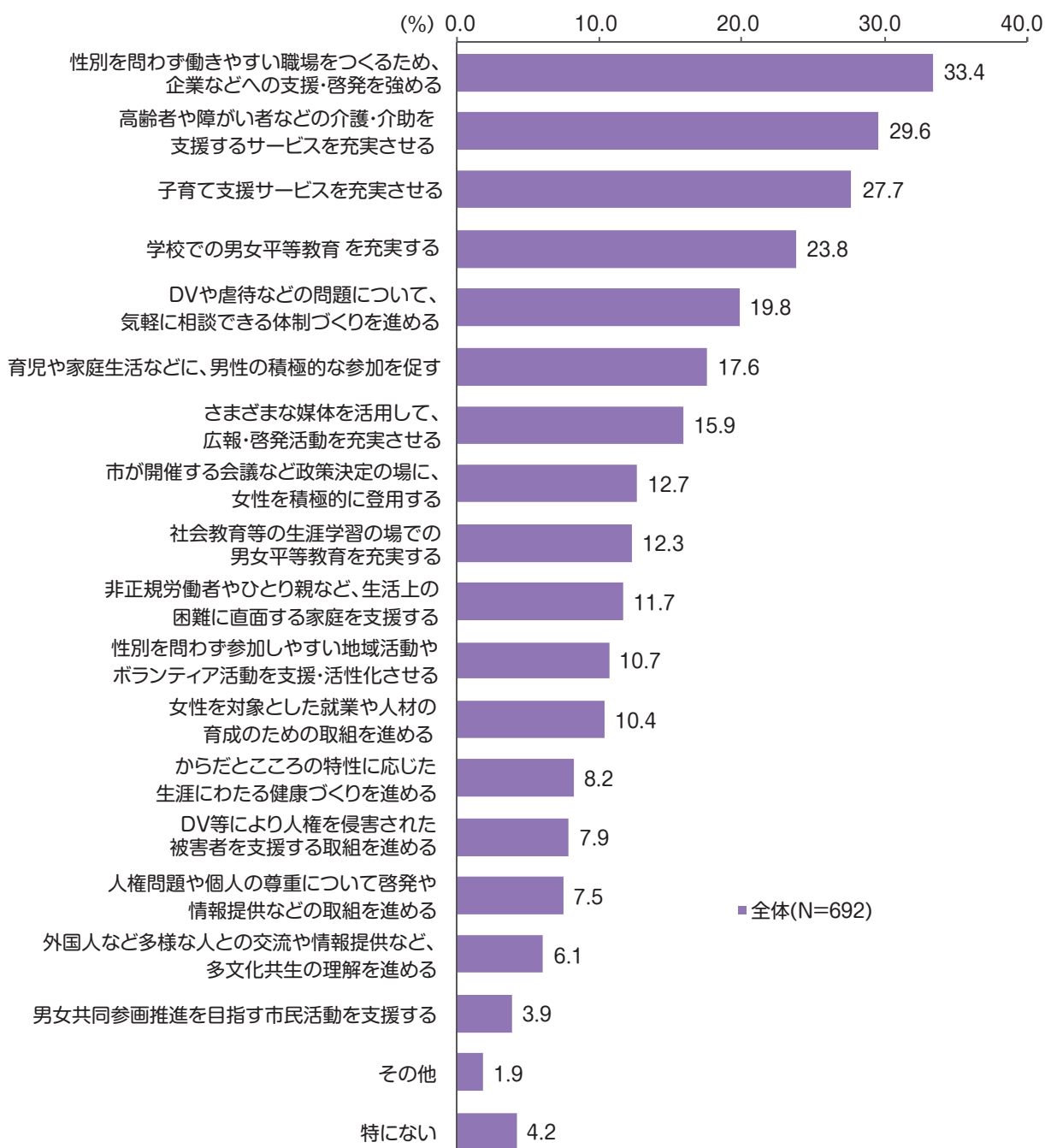
順位	DVに対する必要な取組（N=692）	回答割合（%）
1位	被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実	61.6
2位	被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備	34.8
3位	被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実	31.1
4位	被害者家庭の子どもへのサポートの充実	29.6
5位	加害者への対策やサポートの充実	22.0
6位	学校での暴力を防止するための学習等の場の充実	21.8
7位	DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施	21.4
8位	家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実	17.3
9位	メディア・リテラシー教育の充実	4.3

注 【ドメスティック・バイオレンス】夫婦や恋人などの親密な関係にある（あった）パートナーから振るわれる暴力のこと。

8 男女共同参画に関する施策等について

男女共同参画の推進に市が力を入れるべきことについては、「性別を問わず働きやすい職場をつくるため、企業などへの支援・啓発を強める」の割合が最も高く、次いで「高齢者や障がい者などの介護・介助を支援するサービスを充実させる」「子育て支援サービスを充実させる」「学校での男女平等教育を充実する」「DVや虐待などの問題について、気軽に相談できる体制づくりを進める」の順となっています。

男女共同参画は市民生活のあらゆる分野に関わっており、特に働きやすい職場をはじめ、子育てや介護への支援等が求められています。



1 基本理念

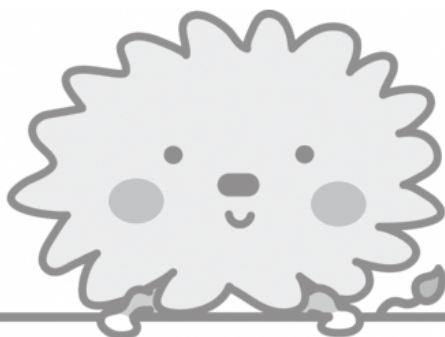
本市の総合計画である「第5次阿南市総合計画～しあわせ阿南 2020」においては、まちの将来像を「ひと、まち、心をつなぐ笑顔の光流都市～快適・輝き・創造の未来へ～」と定め、恵まれた自然環境や先進的な産業の中で、ひとが育ち、ひとが交流することによる、新たな未来の創造をめざしています。

第2次計画においては、この総合計画の理念との整合性を図り、基本理念として「一人一人が認め合う 光り輝く笑顔と思いやりのまち 阿南」と改定しました。

本市ではこの理念に基づき、人権の尊重を基盤として、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、さまざまな施策を推進してきました。

本計画においても、この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに、さまざまな場面で女性が活躍する機会を充実し、男女が共にお互いを認め合いながら、光り輝く未来に向かって生きる、活力のあるまちづくりをめざします。

●本計画の基本理念●



一人一人が認め合う
光り輝く笑顔と
思いやりのまち 阿南

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図り、あらゆる場面で女性が活躍する機会を充実し、男女が共にお互いを認め合い、誰もが活躍できる、活力のあるまちづくりをめざします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの「基本目標」を掲げ、それぞれに「基本方針」を定めます。基本方針に基づいて進める個別の取組については、第2次計画において実行してきた施策や事業に対して、現状に応じた統廃合をはじめ、新たな施策や事業を加えることによって、その後の取組に反映させることとしています。

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

男女が平等であるためには、一人ひとりが「一個人」としてお互いを認め合い、それぞれの個性や能力を発揮できることが重要です。

依然として、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習等を見直すなど、意識の改革を促進します。また、男女共同参画は人権尊重を基盤としていることから、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場において、さまざまな機会を通じて人権学習や人権啓発を推進します。

【基本方針1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり(女性活躍推進計画)

基本目標Ⅱに係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」と表記。）」として位置付けます。

少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、さまざまな社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策や介護支援等、さまざまな環境整備に取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。

【基本方針3】 女性活躍推進の基盤づくり

【基本方針4】 ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本方針5】 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ

男女がともに安心して暮らせるまちづくり

あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

あらゆる暴力の防止と根絶に向けた取組については、「DV 防止法」に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

生涯にわたる男女の健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

【基本方針6】 暴力を許さない社会づくり（DV 防止市町村基本計画）

【基本方針7】 男女の生涯を通じた健康づくり

【基本方針8】 とともに支え合う福祉環境づくり



審議会風景

3 施策体系

【基本理念】 一人一人が認め合う 光り輝く笑顔と思いやりのまち 阿南

【基本目標】

【基本方針】

【主要課題】

【基本目標Ⅰ】
男女がともに
認め合う
まちづくり

【1】 人権の尊重と
男女共同参画の意識づくり

1 人権尊重の基盤づくり
2 男女共同参画の意識づくり

【2】 学びの場における
男女共同参画の推進

3 男女平等の視点に立った
教育・保育の推進
4 多様な学習機会の提供

【基本目標Ⅱ】
男女がともに
活躍できる
まちづくり
(女性活躍推進計画)

【3】 女性活躍推進の
基盤づくり

5 政策・方針決定過程における
女性活躍の推進
6 人材の育成
7 誰もが働きやすい職場環境の整備

【4】 ワーク・ライフ・バランスの
推進

8 ワーク・ライフ・バランスの推進
9 男性にとっての男女共同参画の促進

【5】 地域社会における
男女共同参画の推進

10 地域活動における
男女共同参画の推進
11 農林水産業や自営業等における
意識づくり

【基本目標Ⅲ】
男女がともに
安心して
暮らせる
まちづくり

【6】 暴力を許さない社会づくり
(DV防止市町村基本計画)

12 あらゆる暴力や虐待の根絶
13 きめ細かな相談・支援体制の充実

【7】 男女の生涯を通じた
健康づくり

14 あらゆる世代への健康増進の
機会づくり
15 母子健康の保持と増進

【8】 とともに支え合う
福祉環境づくり

16 地域福祉の推進と
生活困難層への支援
17 安全・安心な地域づくり

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

【基本方針1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、人権に関する情報提供をはじめ、講座やイベントの開催など、さまざまな啓発活動に取り組みます。また、市民や事業所など、あらゆる場において男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう啓発活動を推進します。

① 人権尊重の基盤づくり

●「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の周知と法令等の理解促進（1）※

阿南市人権尊重のまちづくり条例をはじめ、人権に関する法令等を周知し、人権に関する正しい知識の理解・促進を図ります。【人権・男女参画課】

●人権教育・啓発に関する講座・講演会の開催（2）

人権教育・啓発に関する講座や講演会・人権フェスティバルを開催し、女性の人権や性的マイノリティ^注、男女共同参画等について市民の学ぶ機会を充実するとともに、広報等で広く周知し、積極的な参加を促進します。【人権教育課、人権・男女参画課】

【人権教育・啓発に関する講座等の開催】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
市民講座参加人数（年 6 回）	786 人	800 人
研究講座参加人数（年 2 回）	76 人	100 人
同和問題講演会参加人数（年 1 回）	460 人	500 人

●行政相談等の充実（3）

行政相談や法律相談を実施し、市民の行政に対する意見・要望に応え、また市民の困りごとの法的解決をめざします。

【市民生活課】

【平成 29 年度実績】

- 行政相談実施回数（24 回）
- 法律相談実施回数（18 回）



※ 各項目に記載している（1）（2）・・・などの数字は施策番号を示す（資料編 8）。(以下同様)

注 【マイノリティ】社会的な少数派（minority）を意味し、性的マイノリティの場合、LGBT といった同性愛者などがこれにあたる。LGBT は L（レズビアン／女性の同性愛者）、G（ゲイ／男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル／両性愛者）、T（トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人）の、4 つの頭文字から表現した言葉で、性の多様性を表す。このほか、例えば、障がい者、同和地区出身者、ホームレス、少数民族（アイヌなど）、エイズ・ハンセン病など感染症の患者、在日帰化した日本人などがマイノリティにあたると言われているが、現状、明確な定義は確立していない。

● 相談業務の実施と関係機関との連携強化（4）

市民が気軽に相談できる人権相談等の相談業務を実施するとともに、庁内外の関係機関との連携強化を図ります。【人権・男女参画課】

【平成 29 年度実績】

- 人権相談開催回数（12 回）
- 特設人権相談開催回数（11 回）
- 女性のための生き方なんでも相談実施回数（73 回）

● 人権啓発事業における研修等の実施（5）

公民館や地域の各団体が行う人権啓発事業において、男女共同参画の視点から、地域おこし、まちづくりなどについての研修を実施します。【生涯学習課】

【人権啓発事業研修等の実施】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
研修等の実施回数	117 回	120 回
	5,228 人	5,300 人

2 男女共同参画の意識づくり

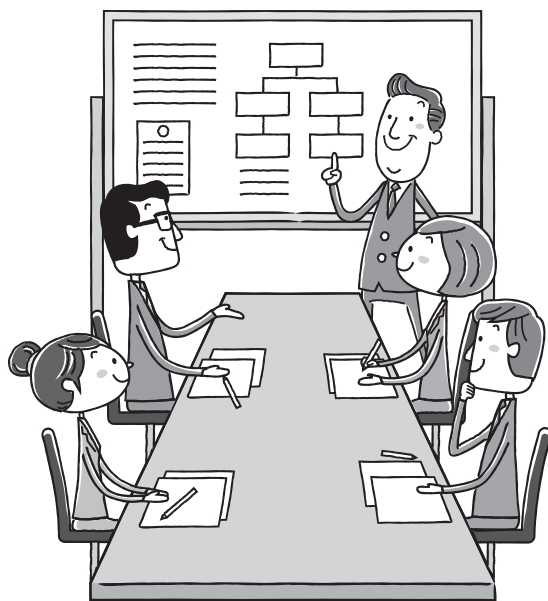
● 男女共同参画に関する広報・啓発の推進（6）

広報あなんや市ホームページなどさまざまなメディアを活用した情報提供を行い、男女共同参画を推進します。

南阿波定住自立圏共生ビジョン計画に基づき、女性のための生き方なんでも相談事業について近隣自治体へ広く周知します。【人権・男女参画課】

● 男女共同参画に関する活動への支援（7）

市開催の各種講座の内容の充実を図り、市民の参加促進に努めるとともに、地域グループ等へ講師を派遣し、市民が学び、情報収集できる機会を提供します。【人権・男女参画課】



【男女共同参画に関する各種講座の開催】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
男性料理教室参加人数	178 人	200 人
パートナーシップセミナー参加人数	27 人	50 人
出前講座参加人数	654 人	700 人

【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進

次代を担う子どもが豊かな人権感覚を育むとともに、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、教育の場において人権や男女共同参画への理解を促進します。また、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共に生活力を身に付け、多様な生き方を選択できるよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実に努めます。

③ 男女平等の視点に立った教育・保育の推進

● 人権学習・男女共同参画に基づく教育の推進（8）

教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じた人権学習や男女共同参画の考えに立った教育活動を推進するとともに、男女の相互協力の必要性等を実践的に指導するよう努めます。

【人権教育課、学校教育課】

● 教育支援・活動の推進（9）

男女共同参画の理念に立った教育活動の推進に努めるとともに、あらゆる事業への女性の参画促進に努めます。【教育研究所】



【教育支援・活動の推進】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
阿南市教育研究所運営委員会 女性比率	38.4%	40%
阿南市教育支援委員会 女性比率	26.3%	30%

④ 多様な学習機会の提供

● 家庭における教育力の向上（10）

PTA 活動や地域・家庭と連携して学習機会を提供し、家庭における教育力の向上に努めます。

【生涯学習課】

● 家庭人権教育学習の日等の学習機会の提供（11）

毎月第1日曜日を「家庭人権学習の日」と定め、人権教育啓発通信の発行や授業参観、親子人権学習等の学習の機会を設定し、家庭における教育力の向上に努めます。【人権教育課】

● 女性団体と連携した学習・研修の推進（12）

女性団体との連携・調整を図り、女性の人権や男女共同参画社会実現のための講演会や勉強会を開催することで学習・研修を推進します。【人権・男女参画課】

【女性団体と連携した学習・研修の推進】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
講演会、勉強会参加人数（年 3 回）	160 人	180 人

● 学習機会の充実と参加促進（13）

成人大学講座、隣保館や教育集会所等で行われる各種教室等、男女共同参画について学習する機会や相談事業を充実するとともに、市民の参加を促進します。

【人権・男女参画課、人権教育課、生涯学習課】

【平成 29 年度実績】

- 成人大学講座開催回数（9 回、延 753 人）
- 成人大学特別講座開催回数（5 回、延 167 人）

【隣保館事業等における学習機会の確保】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
料理教室開催回数	42 回	50 回
おやつ作り教室開催回数	21 回	25 回



女性協議会総会



男性料理教室

基本目標Ⅱ

男女がともに活躍できるまちづくり(女性活躍推進計画)

【基本方針3】 女性活躍推進の基盤づくり

男女が共に、その個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成や女性のエンパワーメント促進に努めます。また、職場において、性別により差別されることなく、能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に啓発し、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

【5】 政策・方針決定過程における女性活躍の推進

● 女性参画に関する積極的な情報提供と啓発活動の推進（14）

あらゆる分野の政策・方針決定過程において女性の参画が進むよう、情報収集や情報提供に努め、啓発活動を推進します。【商工観光労政課、人権・男女参画課】

● 審議会等への女性の参画の拡大（15）

市における審議会等への女性の参画及び女性委員の登用・選任拡大を積極的に推進します。【全庁】

【審議会等への女性の参画の拡大】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性委員比率	31.7%	35%
地方自治法（第 180 条の 5）に基づく審議会等の女性委員比率	11.1%	13%

● 女性職員の積極的な登用拡大（16）

女性職員の積極的な登用を図るため、男女に関わらず、職員全体が持てる力を発揮できるよう適材適所の人事配置に努めるとともに、管理職登用に必要なマネジメント能力向上のため、研修機会の充実に努めます。【人事課】

【本市女性職員の積極的な登用拡大】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
女性管理職の割合	11.8%	15%以上

6 人材の育成

● 講座の開催や研修会を通じた人材の育成（17）

男女共同参画に関する講座や研修会を通して、男女共同参画を促進する人材の育成に向けて、講座等の内容の充実を図り、さらに多くの市民に参加してもらえるよう周知や情報提供に努めます。

【人権・男女参画課】

● 女性のエンパワーメント促進（18）

さまざまな分野の意思決定過程において、女性の参画が進むよう啓発に努めるとともに、女性のエンパワーメント促進と人材育成に向けた各種研修会の充実を図ります。【人権教育課】

7 誰もが働きやすい職場環境の整備

● 均等な雇用機会確保の促進（19）

あらゆる雇用の場において、男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう啓発と周知に努めるとともに、就職の促進を支援します。【商工観光労政課、人権・男女参画課】



【就職促進支援】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
企業訪問人権問題研修会実施回数	1 回	1 回以上
企業・職域人権問題研修会実施回数	1 回	1 回以上

● 女性の再就職等の情報提供（20）

女性の再就職等について、パンフレット等で周知を図るとともに、ハローワークのインターネットサービスと連携し、より効果的な情報の提供に努めます。また、ハローワーク等関係機関と連携して、再就職におけるスキルアップを促進します。【商工観光労政課、人権・男女参画課】

● 労働関係法令等の周知（21）

パートタイム労働法や最低賃金法等について、広報あなんやパンフレット、ポスター等により最新情報の周知を図ります。【商工観光労政課】

● セクシュアルハラスメント等の防止に向けた意識啓発（22）

企業訪問や研修会、男女それぞれに配慮した講座等の開催により、ハラスメントは重大な人権侵害であり暴力であるという意識啓発を推進します。【商工観光労政課、人権・男女参画課】

【基本方針4】 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に、仕事と子育てや介護など家庭生活を両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう、意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、子育てや介護支援体制の充実を図ります。また、男性が家庭生活や地域活動などに参加できるよう、講座等の開催に努めます。

⑧ ワーク・ライフ・バランスの推進

● ワーク・ライフ・バランスの普及・意識啓発（23）

仕事と家庭生活の両立に関する各種講座・講演会、広報あなん等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図ります。

テレワークの周知と推進を図るため、あなんテレワーク推進センターを拠点として、子育てや介護等をしている女性を対象に、ワークショップや ICT ママ養成講座・イベント等を開催します。

【人権・男女参画課】

【講座や講演会の開催と広報・啓発】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
あなんテレワーク推進センター利用者数	812 人	1,000 人
ワークショップ開催回数	4 回	4 回
	27 人	40 人

● 職員のワーク・ライフ・バランスの啓発及び制度等の周知（24）

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や職員研修等による職場のハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、子育てや介護をしやすい職場環境づくりや人権を尊重する意識の醸成に努めます。【人事課】

【仕事と子育て両立支援のための制度等の周知】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
女性市職員の育児休業取得率	100%	100%を維持
男性市職員の配偶者出産補助休暇取得率	76.4%	80%以上
男性市職員の育児参加休暇取得率	29.4%	40%以上

● 仕事と子育て両立支援体制の充実（25）

「阿南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策のさらなる充実を図り、保護者のニーズに対応した保育事業を推進します。

市民が参加するイベント、講演会等での託児室設置において、保育士の派遣の要請があれば協力を行います。

子育てガイドブック「たけのこ」の配布をはじめ、市ホームページ等において子育て情報の提供を充実します。【学校教育課、こども課】

9 男性にとっての男女共同参画の促進

● 男性の家庭生活参加促進（26）

男性が家庭生活・地域活動に積極的に参加できるよう、料理教室や介護予防教室等への参加を促進します。【保健センター】

【保健センターにおける男性料理教室の開催】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
男性料理教室開催回数	1 回	1 回
	14 人	15 人

● パートナリシップセミナーの開催（27）

男女がお互いを理解し、協力しながら豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域への男性の参画を重視した講座の充実を図り、学習機会の提供に努めます。【人権・男女参画課】



パートナーシップセミナー

【基本方針5】 地域社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域活動に主体的に参画できるよう、さまざまな機会を通じて地域活動への支援に努めます。また農林水産業における男女共同参画を促進するため、家族経営協定^注締結の推奨や、方針決定の場への女性の参画促進など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

10 地域活動における男女共同参画の推進

● 男女共に参加できる地域活動の推進（28）

公民館や地域の各種団体と連携し、男女が共に地域活動等に積極的に参加できる環境づくりに努めます。【生涯学習課】

● 防災・応急対策等における男女共同参画の推進（29）

地域の防災活動に男女が共に互いの役割を尊重しながら取り組めるよう支援するとともに、「阿南消防ひまわり班」の知名度向上、活動促進に努めます。【消防警防課、危機管理課】

【防災・応急対策等における男女共同参画の推進】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
研修会、講習会実施回数	25 回	30 回
防災訓練実施回数	9 回	10 回
阿南消防ひまわり班（実員 / 定員）	11/14 人	14/14 人

● 国際交流活動の推進と活動支援（30）

国際交流活動への支援や参加促進、青年海外協力隊員の活動紹介などを通して、市民の国際感覚の醸成に努めます。

外国語会話講座や外国文化にふれる機会を通して、国際交流に必要な知識の習得に努めるとともに相互理解を深めます。【秘書広報課、生涯学習課、こども課】

【平成 29 年度実績】

- ALT による保育所での外国文化にふれる機会の回数（延 44 回）

【国際交流に必要な知識や英会話の習得支援】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
英会話講座開催回数	26 回	30 回
	134 人	150 人

注 【家族経営協定】 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

11 農林水産業や自営業等における意識づくり

● 家族経営協定の締結・認定及び女性農業者等の学習会への参加促進（31）

女性認定農業者及び女性指導農業士の確保・育成と家族経営協定の締結、認定の促進に努めるとともに、女性認定農業者の事例発表をはじめ、さまざまな活動を通して自主的な学習活動を支援します。また、県と連携して関係団体の女性部等を対象とした学習会等への参加を促進します。【農林水産課】

● 農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画（32）

農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画の啓発に努めます。【農林水産課】



防災訓練



国際交流

基本目標Ⅲ

男女がともに安心して暮らせるまちづくり

【基本方針6】 暴力を許さない社会づくり（DV防止市町村基本計画）

いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、DV防止について啓発に努めるとともに、DVなどの被害者や関係者に対する相談や支援体制の充実を図ります。

12 あらゆる暴力や虐待の根絶

● DV防止についての啓発（33）

講座や人権教育・啓発講師団講師の派遣、啓発パンフレット等を活用し、市民に対してDV防止についての啓発に積極的に取り組みます。また、学校においては人権学習や県が作成した動画等を活用し、生徒に対してデートDV^注防止の啓発に努めます。【人権・男女参画課、人権教育課、学校教育課】

【学校におけるDV防止についての啓発】

	平成29年度実績	計画最終年度目標
デートDV授業実施校数	1校	10校

● 性暴力・性差別の防止（34）

セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春等を目的とした人身取引など、あらゆる性暴力や性差別は重大な人権侵害であるという意識を徹底させていくとともに、児童・生徒や高齢者及び障がい者への虐待防止対策を推進します。

【人権・男女参画課、人権教育課、学校教育課】

● 地域の安全を守る活動の推進（35）

犯罪・暴力や交通、水難事故等を未然に防止するため、阿南防犯連合会等地域団体と連携を強化し、地域の安全を守る活動を推進します。【定住促進課】



注 【デートDV】 交際相手あるいはそうした関係であった者から振るわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動をしばる、怒鳴る、相手を不安にさせる態度をとる、暴力を振るう、お金を支払わせる、借金をさせる、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、さまざまな形の暴力を含む。

13 きめ細かな相談・支援体制の充実

● 関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実（36）

被害者及び同伴の子どもが安全に安心して生活できるよう、関係機関との情報共有や連携強化に努め、相談から自立まできめ細やかな支援を行います。【こども相談室、人権・男女参画課】

【被害者支援のための関係機関との連携強化】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
庁内連絡会議開催回数	3 回	4 回
ネットワーク会議開催回数	0 回	1 回

● 「阿南市配偶者暴力相談支援センター」の機能強化（37）

平成 27 年 4 月に設置した「阿南市配偶者暴力相談支援センター」において、相談から自立まで切れ目のない支援に努めるとともに、いつでも安心して相談ができる窓口として、その機能を十分に発揮できるよう努めます。【人権・男女参画課】

【平成 29 年度実績】

- 阿南市配偶者暴力相談支援センター相談件数（557 件（うち DV 件数 349 件））
- 女性のための生き方なんでも相談件数（232 件（うち DV 件数 12 件））

● 再発防止への取組（38）

関係機関と連携し、ケース会議等を通じて、被害者の安全を確保するための支援の在り方を検討するとともに、DV 加害に関する情報収集に努めます。

女性に対する暴力をなくす運動などの機会に、DV 防止法の認知度を高められるよう啓発に努めます。【人権・男女参画課】



デート DV 授業

【基本方針7】 男女の生涯を通じた健康づくり

男女が共に生涯にわたって心豊かに健康に暮らせるよう、一人ひとりのライフステージに応じた健康支援を推進します。そのために、「阿南市健康増進計画（健康阿南 21）」に基づき、性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取組を充実します。

14 あらゆる世代への健康増進の機会づくり

● 健康増進事業の推進（39）

「阿南市健康増進計画／健康阿南 21（第 2 次）」に基づき、健康・医療に関する健康教育、体操教室、食生活改善、栄養講座、健康相談及び健康診査等を実施し、心身の健康の保持増進に努めます。

男性・女性それぞれに特有のがん検診の実施や講演会等を通じて、健康に関する知識の普及や検診の重要性を啓発します。【保健センター】

【心身の健康増進の推進】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
講演会実施回数	3 回	3 回
	200 人	220 人
阿波踊り体操教室実施回数	11 回	11 回
	226 人	230 人
栄養講座実施回数	2 回	2 回
	54 人	55 人
健康相談実施回数	7 回	8 回
	40 人	40 人
各種団体から依頼及び講演会等健康教室での健康に関する知識の普及開発	32 回	35 回
	1,169 人	1,200 人

● 性教育と思春期保健の計画的指導（40）

保健体育の学習及び学級活動の学習を通して、性教育と思春期保健の指導を積極的に行います。

中学校において「赤ちゃん授業」を実施し、いのちの大切さや親の思い等を考え、自分自身や身近にいる人を大切にする気持ちを育み、コミュニケーション能力を養う機会を増やします。【学校教育課】



● 児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実（41）

児童・生徒の思春期における性に関する悩みや身体、心の悩みについて、安心して相談できる窓口の周知を行います。

相談支援については、教育委員会や他の相談機関との連携を強化し、適切に情報共有しながら支援に努めます。また、今後、SNS や LINE を活用するなど、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを検討します。【保健センター、学校教育課】

【児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
相談件数	19 件	30 件
こころの体温計（市ホームページ掲載）アクセス数	18,172 件	25,000 件

● 食育の推進（42）

「第2次阿南市食育推進計画」に基づき、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、関係機関などとの連携により、総合的な食育の推進を図るとともに、定期的に進捗状況や成果を評価し、今後の施策に反映していきます。【保健センター、関係課】

15 母子健康の保持と増進

● 母子への多様な健康増進支援（43）

女性が心身共に安心して出産できるよう、多様な母子の健康支援に取り組みます。

妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、妊娠届出時の関係法令を周知・啓発します。

妊婦同士の交流の機会をつくり、望ましい生活習慣や正しい育児知識の習得する機会を提供することで、育児不安の解消に努めます。

助産師・保健師等による家庭訪問を実施することで育児に必要な知識の普及や不安の解消に努めるとともに、虐待予防や子どもの健全な成長発達への支援を図ります。

乳幼児期に定期的な健診の機会を設けることで、疾病や障がい早期発見し、早期治療・療育につなげるとともに、保健・栄養相談及び指導等により、虐待予防や保護者の育児不安の軽減・解消を図ります。

乳幼児期の保護者への歯科保健教育と、幼児へのフッ素塗布事業を実施し、歯科保健の充実に努めます。

発達・育児相談を実施し、保護者の育児力を高めるとともに、育児不安の軽減を図ります。

【保健センター】

【妊婦一般健康診査実施】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
妊婦一般健康診査受診率	80%	85%

【プレママクラスの実施】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
プレママクラス実施回数	9 回	12 回
初妊婦参加率	21.5%	45%

【初妊婦等への訪問事業】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
助産師による訪問率	90.6%	95%

【赤ちゃん訪問事業】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
4 か月までの赤ちゃん訪問率 (未熟児・低体重児養育支援訪問、新生児訪問含む)	98.4%	100%

【未熟児・低体重児家庭への訪問指導】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
未熟児・低体重児家庭への訪問率	67.4%	100%

【乳児健康診査等の実施】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
乳児一般健康診査（医療機関健診）受診率	68.5%	78%
4 か月児健診（集団健診）受診率	97.5%	98%
9 か月児健診（集団健診）受診率	97.3%	98%
離乳食学習会参加率	54.0%	60%
先天性股関節脱臼検診（集団健診）受診率	89.6%	90%

【幼児の健康診査】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
1 歳 6 か月児健診（集団健診）受診率	97.4%	98%
3 歳児健診（集団健診）受診率	96.3%	98%

【乳幼児期からの歯科保健の充実】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
フッ素塗布受診率（2 歳児）	79.1%	83%
フッ素塗布受診率（4 歳児）	73.8%	75%

【幼児の発達育児相談の実施】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
2 歳児相談率	80.7%	82%
4 歳児相談率	76.1%	78%

● 子育て家庭の交流支援（44）

「双ごっこ教室」の開催を支援し、双子・三つ子等の親子に対して子育てのアドバイスや交流を促進することにより、育児不安の軽減を図ります。

「ウエルカム阿南（転勤族の会）」の開催支援や「つどいの広場」開設など、育児中の保護者の支援・交流を目的とした場づくりに努めます。【こども課】

【平成 29 年度実績】

- 双ごっこ教室の開催回数（3 回）

【ウエルカム阿南（転勤族の会）の開催支援】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
ウエルカム阿南開催回数	6 回	6 回
	122 人	130 人

● 要経過観察児に対する健康教室及び相談事業（45）

「たんぽぽ教室」「ことばの相談」「児童相談」「視力相談」等、心身面で支援が必要な児童に対する健康教室及び相談事業を実施し、養育者の育児不安に対して育児支援を図ります。【保健センター】

● 不妊治療費の一部助成（46）

不妊治療費の一部助成を実施し、対象者への経済的負担の軽減を図ります。【保健センター】

【不妊治療費の一部助成】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
申請件数	64 件	70 件



【基本方針8】ともに支え合う福祉環境づくり

高齢者や障がい者、生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、介護・福祉サービスの充実を図り、地域で支える体制づくりを推進し、男女が共に在宅介護等に参画できるよう、情報提供や相談機能の充実に努めます。

特に、障がいがあることや、日本で働き生活する外国人であること、同和問題に直面している人、経済的に生活が困難な状況にある人など、福祉的課題を抱えている人への支援を充実し、誰もが安心して暮らせる福祉環境づくりに努めます。

また、地域の安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った防犯・防災体制を推進します。

16 地域福祉の推進と生活困難層への支援

● 介護等における男女共同参画の推進（47）

男女がお互いに協力して介護等を担うことができるよう、共に参加し、学ぶことのできる講座や実践を交えた講習会を開催するなど、学習機会の充実に努めます。【人権・男女参画課】

【介護等における男女共同参画の推進】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
介護関連講座参加人数	355 人	400 人

● 生きがいくりと社会参加活動促進（48）

公民館の生涯学習推進事業において、パソコン講習会、健康体操教室など、高齢者等が地域活動に意欲的に参加できるよう学習機会の提供を推進します。

多様な就業機会の提供を行っている「阿南市シルバー人材センター」と連携し、豊かな経験と知識を持っている高齢者の社会参加を促します。また、地域を基盤としている高齢者の自主的な組織として活動している「セニヤクラブ（老人クラブ）」は、近年会員数が減少傾向にあることから、「阿南市社会福祉協議会」と連携しながら、情報提供等を行い、セニヤクラブへの参加促進を図ります。

【生涯学習課、介護・ながいき課】

【生涯学習の推進】

	平成 29 年度実績	計画最終年度目標
生涯学習関連講座等開催回数	2,028 回 (市内 14 公民館)	2,050 回
	29,974 人	30,000 人

● 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備（49）

地域包括ケアシステムをより一層深化・推進させ、全ての人が住み慣れた地域で、暮らし続けられるよう、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を視野に入れた取り組みを推進するとともに、地域の住民をはじめとした多様な関係者及び関係機関と連携しながら「包括的支援体制」の整備を行います。

【保健センター、福祉課、介護・ながいき課、こども課】

【平成 29 年度実績】

- 阿南高齢者お世話センターにおける総合相談対応実件数（6,596 件）

● 高齢者や障がい者虐待の早期発見と未然防止（50）

高齢者や障がい者への虐待の早期発見と未然防止を図るため、関係機関と連携を図り、その内容に応じた適切な支援に努めます。【福祉課、介護・ながいき課】

● 障がい者や難病患者等への生活支援（51）

障がい者や難病患者等が必要とするサービスや情報提供、権利擁護等に係る相談支援体制の充実と、関係機関との密な連携による生活支援施策の一層の充実に努めます。【福祉課】

● 在日外国人や同和問題に直面している人への支援（52）

在日外国人や同和問題に直面している人が必要とするサービスや情報提供、権利擁護等に係る相談支援体制の充実と、関係機関との密な連携による生活支援施策の一層の充実に努めます。

【人権教育課、人権・男女参画課】

● ひとり親家庭等への支援の充実（53）

ひとり親家庭の児童が育成される家庭生活の安定と自立促進及び児童の福祉の増進を図るとともに、ひとり親家庭が抱えるさまざまな相談に寄り添いながら、きめ細やかな支援を行うと同時に、自立と就労の支援を推進します。

子どもの心身の発達に関すること、育児の不安、家庭の養育環境等、子育てに関するさまざまな相談や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては手続きの同行支援や居宅を訪問しての指導・助言等を実施します。【こども相談室】

● 児童虐待の早期発見と未然防止（54）

虐待を受けている子どもをはじめとする、要保護児童の早期発見と適切な保護、または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ります。そのため、児童相談所、教育委員会、警察署、保健所等と連携し、必要な情報の共有や支援内容の協議・検討・進行管理や評価を行い、阿南市要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。また、「配偶者暴力相談支援センター」と連携し、児童虐待の早期発見に努め、被害を受けている親及び子どもに対する適切な支援に努めます。

【こども相談室、学校教育課、人権・男女参画課】

【平成 29 年度実績】

- 児童虐待件数（1,666 件）

17 安全・安心な地域づくり

● 安全なまちづくりの推進 (55)

問題行動の早期発見、早期解決に努め、街頭補導パトロール、不審者対応、相談活動及び有害図書の立入調査等を行います。また、いじめ対策チーム専用の相談電話のさらなる周知に努めます。

【青少年健全育成センター】

● 消費生活の安心・安全の確保 (56)

阿南市消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談に、専門の消費生活相談員が問題解決のための助言やあっせんを行います。

消費問題に関する講座を開催し、情報提供や啓発により、消費生活の安心・安全の確保に努めます。

【市民生活課】

【平成 29 年度実績】

- 阿南市消費生活センター相談件数（485 件）
- 阿南市消費生活センター出前講座実施回数（8 回）
- 阿南市消費生活センター講演会実施回数（1 回）

● 道路や施設のバリアフリー化^{注1}と利用者への啓発 (57)

女性、子ども、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりやものづくりが推進されるよう、ユニバーサルデザイン^{注2}の考え方についての啓発に努めます。【関係各課】

● 地域における青少年健全育成の推進 (58)

家庭及び地域と一体となったさまざまな活動や啓発を行うなど、子どもの健全育成に向けた取組を推進します。【生涯学習課】



注1 【バリアフリー化】 高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。

注2 【ユニバーサルデザイン】 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

1 推進体制の充実・強化

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画の施策分野は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画の推進にあたっては、庁内関係部署が十分な連携を図り、男女共同参画の意識啓発をはじめ、庁内横断的にさまざまな取組を推進します。

2 職員の理解促進

男女共同参画の推進にあたっては、本市の職員が率先して施策を推進し、市民の模範的存在となるよう努めていくことが求められます。全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務にあたるとともに、男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識の向上に努めます。

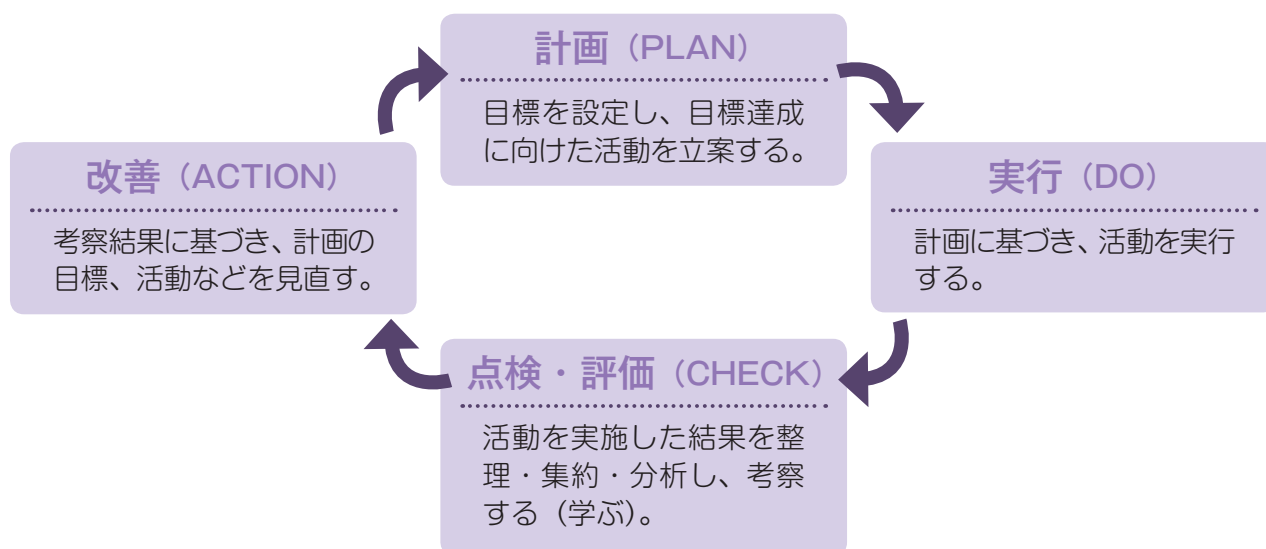
3 関連団体・事業所等との連携の強化

社会全体で男女共同参画を推進していくためには、行政をはじめ、市民、関係団体、事業所等がより一層連携を深めていくことが大切です。相互に幅広い理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。引き続き、行政、市民、関係団体、事業所等との連携の強化に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA サイクル）に基づき、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行います。

【PDCA サイクルのプロセスイメージ】



2 数値目標の設定

施策 番号	指 標 名		平成29年度 実 績	計画最終年度 目 標
主要課題 1 人権尊重の基盤づくり				
2	人権教育・啓発に関する 講座等の開催	市民講座参加人数（年 6 回）	786 人	800 人
		研究講座参加人数（年 2 回）	76 人	100 人
		同和問題講演会参加人数（年 1 回）	460 人	500 人
5	人権啓発事業研修等の実施	研修等の実施回数	117 回	120 回
			5,228 人	5,300 人
主要課題 2 男女共同参画の意識づくり				
7	男女共同参画に関する 各種講座や情報提供	男性料理教室参加人数	178 人	200 人
		パートナーシップセミナー参加人数	27 人	50 人
		出前講座参加人数	654 人	700 人
主要課題 3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進				
9	教育支援・活動の推進	阿南市教育研究所運営委員会 女性比率	38.4%	40%
		阿南市教育支援委員会 女性比率	26.3%	30%
主要課題 4 多様な学習機会の提供				
12	女性団体と連携した 学習・研修の推進	講演会、勉強会参加人数（年 3 回）	160 人	180 人
13	隣保館事業等における 学習機会の確保	料理教室開催回数	42 回	50 回
		おやつ作り教室開催回数	21 回	25 回
主要課題 5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進				
15	審議会等への 女性の参画の拡大	地方自治法（第 202 条の 3）に基づく 審議会等の女性委員比率	31.7%	35%
		地方自治法（第 180 条の 5）に基づく 審議会等の女性委員比率	11.1%	13%
16	本市女性職員の積極的な 登用拡大	女性管理職の割合	11.8%	15%以上
主要課題 6 人材の育成				
主要課題 7 誰もが働きやすい職場環境の整備				
19	就職促進支援	企業訪問人権問題研修会実施回数	1 回	1 回以上
		企業・職域人権問題研修会実施回数	1 回	1 回以上
主要課題 8 ワーク・ライフ・バランスの推進				
23	講座や講演会の開催と 広報・啓発	あなんテレワーク推進センター利用者数	812 人	1,000 人
		ワークショップ開催回数	4 回	4 回
			27 人	40 人
24	仕事と子育て両立支援のための 制度等の周知	女性市職員の育児休業取得率	100%	100%を維持
		男性市職員の配偶者出産補助 休暇取得率	76.4%	80%以上
		男性市職員の育児参加休暇取得率	29.4%	40%以上

施策 番号	指 標 名		平成29年度 実 績	計画最終年度 目 標
主要課題 9 男性にとっての男女共同参画の促進				
26	保健センターにおける 男性料理教室の開催	男性料理教室開催回数	1 回	1 回
			14 人	15 人
主要課題 10 地域活動における男女共同参画の推進				
29	防災・応急対策等における 男女共同参画の推進	研修会、講習会実施回数	25 回	30 回
		防災訓練実施回数	9 回	10 回
		阿南消防ひまわり班（実員 / 定員）	11 / 14 人	14 / 14 人
30	国際交流に必要な知識や 英会話の習得支援	英会話講座開催回数	26 回	30 回
			134 人	150 人
主要課題 11 農林水産業や自営業等における意識づくり				
主要課題 12 あらゆる暴力や虐待の根絶				
33	学校におけるDV防止に ついての啓発	デートDV授業実施校数	1 校	10 校
主要課題 13 きめ細かな相談・支援体制の充実				
36	被害者支援のための 関係機関との連携強化	庁内連絡会議開催回数	3 回	4 回
		ネットワーク会議開催回数	0 回	1 回
主要課題 14 あらゆる世代への健康増進の機会づくり				
39	心身の健康増進の推進	講演会実施回数	3 回	3 回
			200 人	220 人
		阿波踊り体操教室実施回数	11 回	11 回
			226 人	230 人
		栄養講座実施回数	2 回	2 回
			54 人	55 人
健康相談実施回数	7 回	8 回		
	40 人	40 人		
	各種団体から依頼及び講演会等健康 教室での健康に関する知識の普及開発	32 回	35 回	
		1,169 人	1,200 人	
41	児童・生徒の思春期における 悩み相談窓口の充実	相談件数	19 件	30 件
		こころの体温計 （市ホームページ掲載）アクセス数	18,172 件	25,000 件
主要課題 15 母子健康の保持と増進				
43	妊婦一般健康診査実施	妊婦一般健康診査受診率	80%	85%
43	プレママクラスの実施	プレママクラス実施回数	9 回	12 回
		初妊婦参加率	21.5%	45%
43	初妊婦等への訪問事業	助産師による訪問率	90.6%	95%
43	赤ちゃん訪問事業	4 か月までの赤ちゃん訪問率 （未熟児・低体重児養育支援訪問、新生児訪問含む）	98.4%	100%
43	未熟児・低体重児家庭への 訪問指導	未熟児・低体重児家庭への訪問率	67.4%	100%

施策 番号	指 標 名		平成29年度 実 績	計画最終年度 目 標
43	乳児健康診査等の実施	乳児一般健康診査 (医療機関健診) 受診率	68.5%	78%
		4 か月児健診 (集団健診) 受診率	97.5%	98%
		9 か月児健診 (集団健診) 受診率	97.3%	98%
		離乳食学習会参加率	54.0%	60%
		先天性股関節脱臼検診 (集団健診) 受診率	89.6%	90%
43	幼児の健康診査	1 歳 6 か月児健診 (集団健診) 受診率	97.4%	98%
		3 歳児健診 (集団健診) 受診率	96.3%	98%
43	乳幼児期からの 歯科保健の充実	フッ素塗布受診率 (2 歳児)	79.1%	83%
		フッ素塗布受診率 (4 歳児)	73.8%	75%
43	幼児の発達育児相談の実施	2 歳児相談率	80.7%	82%
		4 歳児相談率	76.1%	78%
44	ウエルカム阿南 (転勤族の会) の開催支援	ウエルカム阿南開催回数	6 回 122 人	6 回 130 人
46	不妊治療費の一部助成	申請件数	64 件	70 件
主要課題 16 地域福祉の推進と生活困難層への支援				
47	介護等における 男女共同参画の推進	介護関連講座参加人数	355 人	400 人
48	生涯学習の推進	生涯学習関連講座等開催回数	2,028 回 (市内 14 公民館)	2,050 回
			29,974 人	30,000 人
主要課題 17 安全・安心な地域づくり				



1 男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 23 日法律第 160 号

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体におけ

る政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条・第 3 条 (略)

② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に必要となる施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- （2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- （3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2

号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）計画期間
- （2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- （3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業

生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の料料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5条・第6条 (略)

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) (略)

③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定

めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報すること

ができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 2 項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第 8 条の 2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第 8 条の 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

（保護命令）

第 10 条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害

者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先

その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の

申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

（この法律の準用）

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、 第 11 条第 2 項第二号、第 12 条 第 1 項第一号から第四号まで及び 第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配

偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 徳島県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 29 日
徳島県条例第 12 号

前 文

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現することは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これからの徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある 21 世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画の推進のための教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(施策の推進状況の公表)

第13条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等との協働等)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するよう努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との協働等)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するよう努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策に関する申出の処理)

第17条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。

(相談の申出の処理)

第18条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

第3章 徳島県男女共同参画会議

(設置)

第19条 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 参画会議は、委員20人以内で組織する。

2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第21条 参画会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員及び専門委員)

第22条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (会議)

第23条 参画会議の会議は、会長が招集する。

- 2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (部会)

第24条 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成25年条例第55号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

5 阿南市男女共同参画推進条例

施行：平成 18 年 9 月 22 日
阿南市条例第 47 号

(前 文)

阿南市は、人権尊重のまちづくりに先進的な取組を進める中、男女が互いにその人権を尊重し、対等な立場で共に支え合う男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識やこれに基づく社会の制度及び慣行は依然として根強く、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展をはじめ、女性の社会進出、高度情報化、国際化など社会経済情勢は急速に変化し、価値観も多様化している。

こうした状況を踏まえ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において男女が共に参画できる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく必要がある。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、思想及び良心の自由その他日本国憲法に保障された人権を侵害することなく、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 法人、その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が互いに認め合い、協力協調し、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成は、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における暴力的行為が根絶されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響をできる限り及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、家庭を大切に、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(市の責務、市民及び事業者の役割)

第4条 男女共同参画社会の形成は、国及び県との連携を図り、市、市民及び事業者が協働して取り組むよう努めるものとする。

2 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

3 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するように努めるものとする。

4 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他男女間における暴力的行為

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第6条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第7条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第8条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を

講じなければならない。

(男女共同参画社会の形成の促進のための教育等)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の促進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるように努めなければならない。

第11条 市は、その人事管理及び組織運営において積極的改善措置を請じ、率先して男女共同参画の形成の促進に努めなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画週間)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成に対する市民の関心を高め、理解を深めるとともに、積極的な取組に資するため、男女共同参画週間を設けるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第14条 市長は、毎年1回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を支援するよう努めなければならない。

(報告)

第16条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

(施策・相談に関する申出の処理)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について市民若しくは事業者からの申出又は第5条各号に掲げる行為等に係る相談の申出があったときは、相談窓口を設置し適切かつ迅速に対応するように努めるものとする。

2 市長は、前項前段の申出の処理に当たり、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、阿南市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 阿南市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 市長の附属機関として、阿南市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長又は関係各執行機関に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第21条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
(会長)

第23条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料の提出その他の協力)

第25条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係執行機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(審議会の運営)

第26条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている阿南市女性総合計画は、第6条の規定により策定された基本計画とみなす。

6 阿南市男女共同参画審議会委員名簿

(委員名は五十音順、敬称略)

	委員名	所 属	備 考
1	阿 部 和 代	とくしまチャイルドライン事務局長	
2	伊 勢 由 花	テレワークコーディネーター	
3	表 原 立 磨	阿南市議会議員	
4	織 原 美 重	阿南市身体障害者連合会役員	
5	川田 八重子	阿南市女性協議会会長	
6	河 野 和 代	ウィメンズカウンセリング徳島代表	副会長
7	坂 本 和 裕	阿南中学校長	
8	佐 藤 芳 輝	連合徳島南部地域協議会事務局長	2019（平成31）年 1月31日まで
	益 田 英 明	連合徳島南部地域協議会事務局長	2019（平成31）年 2月1日から
9	齒 朶 山 加代	阿南市人権教育・啓発講師団講師	
10	七 條 輝 美	会社員	
11	田 上 真由美	こども課保育指導保育士	
12	中 西 文 義	柳島隣保館館長	
13	根 本 幸 枝	徳島大学副学長	
14	福 谷 美樹夫	阿南市議会議員	
15	北 條 誠 一	社会福祉士	
16	星 加 美 保	阿南市議会議員	
17	堀 崎 正 勝	阿南市人権教育協議会会長	会長
18	森 義 章	日亜化学工業（株）労務課長	
19	湯 浅 隆 幸	阿南商工会議所専務	
20	湯 城 豊 勝	学識経験者	

7 相談窓口

相 談	実施日	時 間	場 所	問 合 せ
行政相談	毎月第 2・4 火曜日	午前9時30分 ～11時30分	市役所 1 階 相談室	市民生活課 (電話 22—1116)
消費生活相談	月曜日～金曜日 (祝日除く・年末年始除く)	午前9時30分 ～午後4時30分 (来所時は要電話)	社会福祉会館 3 階	消費生活センター (電話 24 - 3251)
心配ごと相談	毎週月曜日	午前10時 ～午後3時	ひまわり会館内 社会福祉協議会	社会福祉協議会 (電話 23 - 7288)
特設人権相談	毎月第 2 水曜日 (1 月・8 月は除く)	午後1時30分 ～午後4時	月により場所変更	人権・男女参画課 (電話 22 - 3094)
人権相談	毎月 20 日前後	午後1時30分 ～午後4時	ひまわり会館 1 階	人権・男女参画課 (電話 22 - 3094)
年金相談	奇数月第 1 木曜日	午前9時30分 ～午後3時30分 (要予約)	市商工業振興センター	徳島南年金事務所 (電話 088 - 652 - 1511)
女性のための 生き方なんでも 相談	毎週火曜日	午後1時 ～午後5時 (要予約)	ひまわり会館 1 階	男女共同参画室 相談予約電話 (電話 22 - 0361)
	第 2・4 金曜日	午後1時 ～午後4時 (要予約)		
弁護士による 法律相談	奇数月第 1 木曜日	午後1時30分 ～午後4時30分 (要予約)	市役所 1 階 相談室	市民生活課 (電話 22 - 1116)
	偶数月第 1・3 木曜日			
子育て家庭教育 電話相談	月曜日～金曜日 (祝日除く・年末年始除く)	午前9時～正午	那賀川社会福祉会館	家庭教育支援チーム 「育みクラブ」 (電話 42 - 3885)
いじめ相談	月・水・金曜日	午前9時 ～午後4時	阿南市青少年 健全育成センター	いじめ対策チーム (電話 22 - 3070)
悩み事相談	月曜日～金曜日 (祝日除く・年末年始除く)	午前9時 ～午後4時	阿南市青少年 健全育成センター	青少年健全育成 センター (電話 23 - 1616)
健康相談	随 時	午前8時30分 ～午後5時	阿南健康づくり センター (あななん健康館)	保健センター (電話 22 - 1590)
栄養相談	随 時	午前8時30分 ～午後5時	阿南健康づくり センター (あななん健康館)	保健センター (電話 22 - 1590)
農業者年金相談	随 時	午前8時30分 ～午後5時	市役所農業委員会 事務局	農業委員会事務局 (電話 22 - 3790)
家庭児童相談及び 児童虐待相談	月曜日～金曜日 (祝日除く・年末年始除く)	午前9時 ～午後4時	こども相談室	こども相談室 (電話 22 - 1677)

※詳しくは直接各担当課へお問い合わせください。

実施日については毎月の「広報あなん」をご覧ください。

● フレアとくしま相談室（徳島県立男女共同参画交流センター）

住 所：徳島市山城町東浜傍示 1

相談内容：夫婦、こども、家族のこと、仕事、職場や地域での人間関係、ドメスティック・バイオレンス、健康などさまざまな相談について。

電 話：088 - 626 - 6188

相 談	実施日	時 間
電話相談	月・水・木・金・土曜日	午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 4 時
面接相談（要予約・女性のみ）	毎月第 1・3・4 木曜日	午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 4 時
面接相談（要予約・男性のみ）	毎月第 1 月曜日	午後 3 時～午後 5 時
女性のための法律相談（要予約）	毎月第 2 木曜日	午後 1 時～午後 4 時

配偶者・パートナーからの暴力に関する相談機関

● 徳島県南部こども女性相談センター（阿南市、那賀郡、海部郡にお住まいの方）

実 施 日：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前 9 時～午後 5 時

電 話：0884 - 24 - 7115

0884 - 24 - 7110（女性の悩み 110 番）

面接相談：（要予約）月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前 10 時～午後 4 時

● 阿南市配偶者暴力相談支援センター（ばぁとなーあなん）

実 施 日：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前 9 時～午後 5 時

電 話：0884 - 24 - 8111

● 県警総合相談センター（徳島県警察本部）

住 所：徳島市万代町 2 丁目 5 - 1

電 話：088 - 653 - 9110（プッシュホンの場合 # 9110 でも可）

24 時間受け付けています。



8 施策一覧表

施策番号	施策名	担当課	掲載ページ
1	「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の周知と法令等の理解促進	人権・男女参画課	26
2	人権教育・啓発に関する講座・講演会の開催	人権教育課 人権・男女参画課	26
3	行政相談等の充実	市民生活課	26
4	相談業務の実施と関係機関との連携強化	人権・男女参画課	27
5	人権啓発事業における研修等の実施	生涯学習課	27
6	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	人権・男女参画課	27
7	男女共同参画に関する活動への支援	人権・男女参画課	27
8	人権学習・男女共同参画に基づく教育の推進	人権教育課 学校教育課	28
9	教育支援・活動の推進	教育研究所	28
10	家庭における教育力の向上	生涯学習課	28
11	家庭人権教育学習の日等の学習機会の提供	人権教育課	28
12	女性団体と連携した学習・研修の推進	人権・男女参画課	29
13	学習機会の充実と参加促進	人権・男女参画課 人権教育課 生涯学習課	29
14	女性参画に関する積極的な情報提供と啓発活動の推進	商工観光労政課 人権・男女参画課	30
15	審議会等への女性の参画の拡大	全庁	30
16	女性職員の積極的な登用拡大	人事課	30
17	講座の開催や研修会を通じた人材の育成	人権・男女参画課	31
18	女性のエンパワーメント促進	人権教育課	31
19	均等な雇用機会確保の促進	商工観光労政課 人権・男女参画課	31
20	女性の再就職等の情報提供	商工観光労政課 人権・男女参画課	31
21	労働関係法令等の周知	商工観光労政課	31
22	セクシュアルハラスメント等の防止に向けた意識啓発	商工観光労政課 人権・男女参画課	31
23	ワーク・ライフ・バランスの普及・意識啓発	人権・男女参画課	32
24	職員のワーク・ライフ・バランスの啓発及び制度等の周知	人事課	32
25	仕事と子育て両立支援体制の充実	学校教育課 こども課	33
26	男性の家庭生活参加促進	保健センター	33
27	パートナーシップセミナーの開催	人権・男女参画課	33
28	男女共に参加できる地域活動の推進	生涯学習課	34
29	防災・応急対策等における男女共同参画の推進	消防警防課 危機管理課	34
30	国際交流活動の推進と活動支援	秘書広報課 生涯学習課 こども課	34

施策番号	施策名	担当課	掲載ページ
31	家族経営協定の締結・認定及び女性農業者等の学習会への参加促進	農林水産課	35
32	農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画	農林水産課	35
33	DV防止についての啓発	人権・男女参画課 人権教育課 学校教育課	36
34	性暴力・性差別の防止	人権・男女参画課 人権教育課 学校教育課	36
35	地域の安全を守る活動の推進	定住促進課	36
36	関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実	こども相談室 人権・男女参画課	37
37	「阿南市配偶者暴力相談支援センター」の機能強化	人権・男女参画課	37
38	再発防止への取組	人権・男女参画課	37
39	健康増進事業の推進	保健センター	38
40	性教育と思春期保健の計画的指導	学校教育課	38
41	児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実	保健センター 学校教育課	39
42	食育の推進	保健センター 関係課	39
43	母子への多様な健康増進支援	保健センター	39
44	子育て家庭の交流支援	こども課	41
45	要経過観察児に対する健康教室及び相談事業	保健センター	41
46	不妊治療費の一部助成	保健センター	41
47	介護等における男女共同参画の推進	人権・男女参画課	42
48	生きがいづくりと社会参加活動促進	生涯学習課 介護・ながいき課	42
49	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備	保健センター 福祉課 介護・ながいき課 こども課	43
50	高齢者や障がい者虐待の早期発見と未然防止	福祉課 介護・ながいき課	43
51	障がい者や難病患者等への生活支援	福祉課	43
52	在日外国人や同和問題に直面している人への支援	人権教育課 人権・男女参画課	43
53	ひとり親家庭等への支援の充実	こども相談室	43
54	児童虐待の早期発見と未然防止	こども相談室	43
55	安全なまちづくりの推進	青少年健全育成センター	44
56	消費生活の安心・安全の確保	市民生活課	44
57	道路や施設のバリアフリー化と利用者への啓発	関係各課	44
58	地域における青少年健全育成の推進	生涯学習課	44



「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）に合わせて、14日と21日、市役所庁舎を女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップしました。

協力：㈱シナジーテック

撮影：井澤 智氏

発行／2019（平成31）年3月

発行者／徳島県 阿南市

問合せ先／阿南市 人権・男女参画課 男女共同参画室

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

TEL（0884）22－7401 FAX（0884）22－4785



阿南市